

CLAIR REPORT No.518

フランスの地方自治体における SDGs の地域化

～ La territorialisation des ODD en France ～

Clair Report No.518 (Dec 17, 2021)

(一財)自治体国際化協会 パリ事務所

OBJECTIFS DE DÉVELOPPEMENT DURABLE



一般財団法人

自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に関わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、御叱責を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載は御遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル

(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: webmaster@clair.or.jp

はじめに

2015 年 9 月の国連サミットで、「持続可能な開発目標（英 SDGs : Sustainable Development Goals、仏 ODD : Objectifs de développement durable、以下「SDGs」という。）」を定める「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（以下「2030 アジェンダ」という。）」が採択されてから 5 年が経過した。2030 アジェンダは、先進国も含めた世界全体を対象に、経済、環境、社会の 3 つの柱に 17 の目標（SDGs）と 169 のターゲットを掲げ、縦割りではなく総合的、分野横断的に取り組むことにより持続可能な発展を目指すものであり、これまで世界各国の政府、自治体、企業などが SDGs の達成に向けて取組を進めている。

日本においても、SDGs を推進するため、2016 年 5 月、内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が設けられ、同年 12 月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が決定された。2018 年以降は、具体的施策を掲げる「SDGs アクションプラン」も毎年策定されるなど、積極的な取組が進められている。

さらに、地方創生に資する日本の「SDGs モデル」を構築するため、2018 年 6 月、地方自治体のうち SDGs の達成に向け優れた取組を行う 29 都市が「SDGs 未来都市」として選定され、加えて、特に先導的な 10 事業を「自治体 SDGs モデル事業」として資金面で支援する取組も開始された。これらの取組は拡充され、地方自治体における SDGs への取組も広がりが見られる。

2020 年 6 月 30 日、国連の潘基文事務総長（当時）が設立に関わった持続可能な開発ソリューションネットワーク（SDSN : Sustainable Development Solutions Network、以下「SDSN」という。）と、ドイツ最大規模の財団であるベルテルスマン財団が世界の SDGs 達成度ランキングを発表した。2016 年から毎年発表されているこのランキングでは今年、対象国 166 カ国中、日本の 17 位に対し、フランスは昨年に引き続き 4 位を獲得した。2016 年の 11 位から順位を上げてきていることとあわせて、評価できるものである。

そのフランスの地方自治体で、今、SDGs に対し、どのような取組が進められているのか、筆者は、フランス政府、自治体の動きに着目して調査した。SDGs は世界的に取り組まれているが、その実は、より市民に身近で広範な権限を有する地方自治体の横断的、総合的な取組が鍵を握る点は日仏共通である。

SDGs を、開発途上国のためだけでなく、自身の地域のための政策ツールへ、また、環境、気候変動のためだけでなく、地域全体の持続可能性のための政策ツールへ、そして、抽象的な見えにくい言葉から、実態、生活に繋がる地域のための政策ツールへ、時には国際的な自治体政策議論の共通の物差しへ、転換するよう、厳しいコロナ禍にあって、フランスの自治体はより切実に取組を進めている。このフランスの地方自治体における SDGs の地域化について紹介する本稿が、日本の地方自治体における SDGs 施策の参考となり、持続可能な「地域」社会の実現に少しでも貢献できれば幸いである。

目次

概要.....	1
第1章 SDGs とは.....	2
第1節 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択までの経緯.....	2
1 持続可能な開発をめぐる世界の動き.....	2
2 ミレニアム開発目標（MDGs）からの流れ.....	3
3 リオ+20 から SDGs 採択までの流れ.....	6
第2節 SDGs の概要及び特徴.....	8
第2章 フランスにおける 2030 アジェンダ採択後の取組.....	15
第1節 政府における 2030 アジェンダの適用と SDGs のための国家ロードマップの策 定.....	15
第2節 SDGs の地域化（territorialisation）.....	16
第3章 自治体における SDGs の取組に関わる主要なアクター.....	21
第1節 Comité21（持続可能な開発のためのフランスの委員会）.....	21
1 概要と背景.....	21
2 SDGs の地域化（territorialisation）関連の取組.....	22
第2節 Association Nationale Notre Village（私たちの村協会）.....	24
1 概要と背景.....	24
2 ラベル「Notre Village Terre d’Avenir」の取組.....	26
3 SDGs の地域化（territorialisation）を進める効果的な方法.....	30
4 自治体及び他団体とのパートナーシップによる SDGs 実施の取組.....	31
5 コロナ禍における SDGs への取組.....	32
第3節 Cités Unies France（CUF、フランス都市連合）.....	32
1 概要と背景.....	32
2 SDGs に関するワーキンググループ.....	34
3 SDGs の地域化（territorialisation）.....	35
4 自治体の国際活動と SDGs のつながり.....	36
5 コロナ禍における SDGs への取組.....	37
第4章 フランス自治体の先進事例.....	39
第1節 ジロンド県の取組.....	39
1 概要と背景.....	39
2 2030 アジェンダ採択後の SDGs への取組と「共同責任」.....	40
3 ローカルアジェンダ 21 第4幕の採択.....	41

4	Mission Agenda21 が促す部局横断的な取組とそのツール	41
5	コロナ禍における SDGs への取組	44
第2節	パリ市の取組	44
1	概要と背景	44
2	パリ協定採択後の気候変動に関する取組	45
3	コロナ禍における SDGs への取組	47
おわりに		49
参考文献		51

概要

本稿では、現在日本の地方自治体において広がりがみられる SDGs への取組に資することを目的として、SDGs の地域化に着目し、フランスの政府、主要なアクター、地方自治体の SDGs への取組、具体的な施策を紹介する。

第1章では、まず、SDGs 採択までの背景について、ミレニアム開発目標（英 MDGs : Millennium Development Goals、仏 OMD : Objectifs du millénaire pour le développement、以下「MDGs」という。）からの流れと、リオ+20 からの流れという大きな二つの流れに沿って見ていくとともに、SDGs の概要及び特徴について紹介する。

第2章では、2030 アジェンダ採択後におけるフランス政府の取組を紹介するほか、SDGs の地域化の観点から、地方自治体の取組の促進がどのように行われているかについてまとめる。

第3章では、フランスの地方自治体の SDGs への取組促進に重要な役割を果たす主要なアクターである3つのアソシアシオンを取り上げ、その取組を紹介する。

第4章では、フランスにおいて、独自に SDGs への取組を進め、既に多くの実績を挙げていたり、直接 SDGs のためと銘打たずとも、SDGs の達成につながる施策を進めるなど、先進的な地方自治体の取組について紹介する。

おわりにでは、フランスの地方自治体の取組を通じて見える、日本の地方自治体における SDGs の地域化への示唆を考察する。

第1章 SDGs とは

第1節 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択までの経緯

1 持続可能な開発をめぐる世界の動き

「持続可能な開発」とは、「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」を意味し、同世代内での公平性だけでなく、子、孫、子孫といった将来世代を交えた世代間の公平性という概念が含まれているとされている。この「持続可能な開発」は、1987年に国連のブルントラント委員会（環境と開発に関する世界委員会）が報告した「我ら共有の未来（Our Common Future）」という文書において、その概念が提唱された。

「持続可能な開発」という概念が提唱された背景から、「持続可能な開発」をめぐる世界でどのような動きがあったのか、2017年に環境省が発表した「平成29年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書¹」を基にまとめると次のようになる。

○1960～70年代

飛躍的な経済成長を遂げた先進諸国では地域的な公害が大きな社会問題となる一方で、開発途上国では貧困からの脱却が急務だった。

○1972年 国連人間環境会議（ストックホルム開催）

ストックホルム宣言が採択され、環境保全を進めていくための合意と行動の枠組が形成された。ストックホルム宣言には、「自然の世界で自由を確保するためには、自然と協調して、より良い環境を作るための知識を活用しなければならない。現在及び将来の世代のために人間環境を擁護し向上させることは、人類にとって至上の目標、すなわち平和と、世界的な経済社会発展の基本的かつ確立した目標と相並び、かつ調和を保って追求されるべき目標となった」と記されており、経済や社会の発展のためには、環境保全の視点を持つことが重要だという考え方が明示された。



しかし、先進諸国と開発途上国との間で公害をめぐる認識の対立は大きく、その後も、先進国においては、大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルと経済活動の拡大が、開発途上国においては、貧困から脱却するため、持続可能とは言えない開発が優先的に進められた。他方、「成長の限界」（1972年ローマクラブ報告）、「西暦2000年の地球」（1980年米国政府特別調査報告）を始め、人類の未来について深刻な予測が相次いで発表されると、地球上の資源の有限性や環境面での制約が明らかとなり、世界の人々に大きな衝撃を与えた。



○1987年 前述のとおり、国連のブルントラント委員会（環境と開発に関する世界委員会）において「持続可能な開発」が提唱される。

¹ 環境省「平成29年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

[<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h29/index.html>]（最終検索日：2021年3月5日）



○1992 年 環境と開発に関する国連会議「地球サミット」(リオ・デ・ジャネイロ開催)
持続可能な開発を実現するための行動原則である「環境と開発に関するリオ宣言」
とその具体的な行動計画である「アジェンダ 21」等が採択された。

「持続可能な開発」という概念が全世界の行動原則へ具体化されるとともに、持続
可能な開発が、人類が安全に繁栄する未来への道であることが改めて確認される。



持続可能な開発に対する国際的な議論が進められる。

○2002 年 持続可能な開発に関する世界首脳会議 (ヨハネスブルグ開催)

○2012 年 国連持続可能な開発会議「リオ+20」(リオ・デ・ジャネイロ開催)

2 ミレニアム開発目標 (MDGs) からの流れ

2015 年 9 月、ニューヨークの国連本部で開催された持続可能な開発のための 2030 アジェンダ採択のための首脳会議国連総会「国連サミット」で、持続可能な開発目標 (SDGs) を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択された。SDGs 採択までの背景としては、ミレニアム開発目標 (MDGs) からの流れとリオ+20 からの流れの大きな 2 つの流れがあると言われており、ここではまず、ミレニアム開発目標 (MDGs) からの流れを見ていきたい。

2000 年 9 月、147 の国家元首を含む 189 の国連加盟国代表が参加し、ニューヨークの国連本部で開催された国連ミレニアム・サミットにおいて、21 世紀の国際社会の目標として、より安全で豊かな世界づくりへの協力を約束する「国連ミレニアム宣言」が採択された。この宣言を基にまとめられたのが SDGs の前身ともいえる MDGs である。

MDGs は、2015 年を期限とした開発分野における国際社会の共通目標で、次の 8 つの目標と、ここでは詳細には記載しないが、21 のターゲット、60 の指標から構成される。

MDGs の 8 つの目標²

- 目標 1 極度の貧困と飢餓の撲滅
- 目標 2 初等教育の完全普及の達成
- 目標 3 ジェンダー平等推進と女性の地位向上
- 目標 4 乳幼児死亡率の削減
- 目標 5 妊産婦の健康の改善
- 目標 6 HIV／エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止
- 目標 7 環境の持続可能性確保
- 目標 8 開発のためのグローバルなパートナーシップの推進

この MDGs は、最貧国が先進国の開発レベルに追いつくのを支援するための、最貧国を対象とする目標等であった点に大きな特徴がある。2000 年から 2015 年までの 15 年間、MDGs は、国際的な協力・連帯の世界的な活動の枠組であり、共通の基準となった。

² 外務省「ミレニアム開発目標 (MDGs)」

[<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html>] (最終検索日：2021 年 2 月 19 日)

MDGs の 8 つの目標の進捗状況を評価するため、2000 年から 2015 年にかけて国連の国際会議が数回にわたって開催された。

採択から 5 年後の 2005 年 9 月、世界サミット（国連首脳会合）では、世界で起こっている大きな問題に正面から取り組むため、様々な分野において介入することが合意された。すべての政府が、2015 年までに MDGs を達成することを誓約し、貧困対策のためにさらに年 500 億ドルを充てることを約束した。また、開発のための革新的な財源、及び長期債務の持続可能性を保証するための適切な追加措置を見つけるという断固たる姿勢を示した。

15 年間の中間点に相当する 2008 年、MDGs の進捗状況には差が見られた。いくつかの目標達成に向けて、特に、エイズ治療の一般化、農業生産性の向上、就学率の向上、水道水供給・衛生サービスへのアクセス改善等で、実質的な進歩が遂げられた。一方で、依然として、国家間さらには国内においても大きな格差は残っていた。2008 年 9 月、ニューヨークの国連本部で開催された MDGs に関するハイレベル会合は、達成状況を検討するとともに、自国の不足している部分を特定し、それを補うために必要な具体的措置を採ることを約束する場となった。

期限まで残り 5 年となった 2010 年 9 月、MDGs に関する国連サミットでは、「約束を守る：ミレニアム開発目標の達成に向けた団結（Keeping the Promise: United to Achieve the Millennium Development Goals）」と題する国際的な行動計画が採択され、貧困、飢餓、病気に対するいくつかのイニシアティブが発表された。また、女性と子どもの健康の分野において実現された進歩をさらに強化するため、数多くの先進国及び開発途上国の国家元首・首相が、民間セクター、財団、国際機関、市民社会、研究機関の支援を受け、今後 5 年間で 400 億ドルを超える援助を約束した。さらに、このサミットでは、MDGs の目標期限である 2015 年以降の開発分野での国際目標として、ポスト 2015 年開発アジェンダの議論を開始することが合意され、国連事務総長に対して検討の要請が行われた。

そして 2013 年、国連総会議長主催の MDGs 特別イベントが開催され、達成期限である 2015 年に向けて MDGs 進捗を加速することを確認するとともに、2015 年 9 月に首脳級サミットを開催して「ポスト 2015 開発アジェンダ」（2015 年以降の開発目標）を採択することが合意された。

このような経緯を経て、2015 年における MDGs の達成状況の総括は次のような結果となっている³。目標ごとの総括は、明らかに肯定的なものとなっていることがわかる。

【目標 1 極度の貧困と飢餓の撲滅】

極度の貧困は、過去 20 年で大きく減った。1990 年には、開発途上国の半分に近い人口が一日 1.25 ドル未満で生活していた。2015 年には、その割合が 14%まで減少した。

【目標 2 初等教育の完全普及の達成】

小学校に就学する年齢で不就学の児童数は、世界でほぼ半減し、2000 年には 1 億人

³ Comité21, Pour l' appropriation de l' Agenda 2030 par les collectivités françaises（和訳），
[<http://www.comite21.org/docs/doc-non-mis-en-ligne/2019/guide-oddetcollectivites-2019-a4-pap-interactif2.pdf>]（最終検索日：2021 年 2 月 19 日）

であったのが、2015年には約5,700万人になった。

【目標3 ジェンダー平等推進と女性の地位向上】

1991年から2015年の間に、女性の全雇用数に対する非正規雇用の割合は、13パーセントポイント減少した。それに対して、男性の非正規雇用の割合は9パーセントポイント減少した。2000年には、以前よりずっと多くの女子が就学していた。全体的に見て、開発途上地域では、初等、中等及び高等教育における男女格差を撲滅するという目標を達成した。例えば南アジアでは、1990年には、100人の男子に対して74人の女子だけが小学校に通学していた。今日では、男子100人に対して103人の女子が就学している。

【目標4 乳幼児死亡率の削減】

世界における5歳未満の幼児死亡率は、1990年から2015年の間に生きて生まれた1000人あたり90人から43人へと、半分以上に減少した。開発途上地域における人口増加にもかかわらず、世界における5歳未満の幼児の死亡数は、1990年の1,270万人から2015年には600万人近くまで減少した。

【目標5 妊産婦の健康の改善】

1990年以降、妊産婦の死亡率は世界で45%減少した。これらの減少の多くは、2000年以降に起こっている。南アジアでは、1990年から2013年の間に、妊産婦の死亡率は64%減少し、サハラ以南のアフリカ地域では、49%減少した。2014年には、世界の71%以上の出産が医療従事者の立ち会いの下に行われており、1990年の59%から上昇している。

【目標6 HIV／エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止】

HIVへの新たな感染は、2000年から2013年の間で40%近く低下し、推算によると350万人から210万人へ減少した。2014年6月には、世界で1,360万人のHIV感染者が抗レトロウイルス療法を受けていたが、これは2003年の80万人と比較すると飛躍的な進歩である。2000年から2015年の間に、620万人以上の人々がマラリアによる死を免れた。そのうちの多くが、サハラ以南のアフリカに住む5歳未満の子どもたちである。世界でマラリアの罹患率は37%、マラリアによる死亡率は58%減少したと推定されている。2000年と2013年の間に、結核の予防、診断、治療によって、約3,700万人の命が救われた。1990年から2013年の間に、結核による死亡率は45%、有病率は41%減少した。

【目標7 環境の持続可能性確保】

オゾン層破壊物質は、1990年以来、ほぼすべて除去・消滅されており、オゾン層は今世紀半ばまでに回復すると見込まれている。多くの地域において、1990年以降、陸上及び海洋保護区が著しく増加した。ラテンアメリカ及びカリブ地方では、1990年から2014年の間に、陸上保護区が8.8%から23.4%まで増えている。2015年には、世界人口の91%が改良された飲料水源を使用している。1990年には、この割合は76%であった。

【目標 8 開発のためのグローバルなパートナーシップの推進】

先進国の ODA が 2000 年から 2014 年の間に実質 66%増加し、1,352 億ドルに到達した。2014 年には、デンマーク、ルクセンブルク、英国、スウェーデンが、国民総所得の 0.7%の ODA という国連の目標を上回り続けた。開発途上国の輸出収入に対する対外債務の元利の割合は、2000 年の 12%から 2013 年の 3%まで減少した。インターネット普及率は、2000 年には世界人口の 6%強であったものが 2015 年には 43%となった。その結果、32 億人がコンテンツ及びアプリケーションのグローバル・ネットワークとつながった。

国連による MDGs の達成状況の評価では、上記のように目標達成について一定の成果が上げられたとする一方で、目標の達成度は、目標、国・地域により異なっていることに加え、経済・環境に関わる目標の数が不十分だったという課題が指摘されている。

潘基文事務総長（当時）もミレニアム開発目標報告書の論説の中で、「めざましい成果が得られたにもかかわらず、不平等が存続しており、進歩も不平等であることをよく自覚しています。世界の貧困人口は、世界の特定の部分に大きく集中し続けています。2011 年には、世界で極端に貧困な 10 億人の 60%近くは、わずか 5 カ国で生活していました。妊娠中又は分娩の合併症によって死亡する女性がまだ多すぎるほどいます。進歩は、女性、そして経済的地位の最も低い者又は年齢、障がいあるいは民族性によって不利な立場にある人を取り残す傾向があります。農村部と都市部の間の格差も大きく残っています。」と述べている。

3 リオ+20 から SDGs 採択までの流れ

次に、SDGs 採択に至るリオ+20 からの流れを見ていきたい。

リオ・デ・ジャネイロでの地球サミットから 20 年目に当たる 2012 年 6 月、「持続可能な開発及び貧困撲滅の文脈におけるグリーン経済」、「持続可能な開発のための制度的枠組」をテーマにリオ・デ・ジャネイロで開催されたリオ+20 には、97 名の首脳のほか、世界中から多数の閣僚、国際機関、企業、市民社会などの関係者約 3 万人が参加した。成果文書「我々が望む未来（The Future We Want）」が 193 カ国の全会一致で採択されるとともに、MDGs の課題を踏まえ経済、環境、社会の三側面統合の概念を打ち出して SDGs を採択すること、さらに、これを MDGs の後継目標となるポスト 2015 開発アジェンダに統合すること、30 のメンバーシップによるオープンワーキンググループ（持続可能な開発目標に関する政府間協議プロセス）を設立し、SDGs に関する討議を行うことなどが決定された。

2013 年 1 月 22 日、国連総会の決定により設立されたオープンワーキンググループの地域毎に配分された 30 のメンバーシップは、次の表のとおりである。1 メンバーシップあたり 1～4 カ国で構成（ワーキンググループの議席を複数の国でシェア）されており、計 70 カ国が参加している。日本とフランスもそれぞれ参加している。

持続可能な開発目標に関するオープンワーキンググループ（政府間協議プロセス）⁴

【アフリカグループ】

- 1 アルジェリア / エジプト / モロッコ / チュニジア
- 2 ガーナ
- 3 ベナン
- 4 ケニア
- 5 タンザニア連合共和国
- 6 コンゴ
- 7 ザンビア / ジンバブエ

【アジア太平洋グループ】

- 8 ナウル / パラオ / パプアニューギニア
- 9 ブータン / タイ / ベトナム
- 10 インド / パキスタン / スリランカ
- 11 中国 / インドネシア / カザフスタン
- 12 キプロス / シンガポール / アラブ首長国連邦
- 13 バングラデシュ / 大韓民国 / サウジアラビア
- 14 イラン（イスラム共和国） / 日本 / ネパール

【ラテンアメリカ・カリブ海グループ（GRULAC）】

- 15 コロンビア / グアテマラ
- 16 バハマ / バルバドス
- 17 ガイアナ / ハイチ / トリニダード・ドバゴ
- 18 メキシコ / ペルー
- 19 ブラジル / ニカラグア
- 20 アルゼンチン / ボリビア（多民族国） / エクアドル

【西ヨーロッパ・その他グループ（WEOG）】

- 21 オーストラリア / オランダ / グレートブリテン及び北アイルランド連合王国
- 22 カナダ / イスラエル / アメリカ合衆国
- 23 デンマーク / アイルランド / ノルウェー
- 24 フランス / ドイツ / スイス
- 25 イタリア / スペイン / トルコ

【東ヨーロッパグループ】

- 26 ハンガリー
- 27 ベラルーシ / セルビア
- 28 ブルガリア / クロアチア
- 29 モンテネグロ / スロベニア
- 30 ポーランド / ルーマニア

⁴ United Nations, Open Working Group on Sustainable Development Goals（和訳）
[<https://sustainabledevelopment.un.org/owg.html>]（最終検索日：2021年2月19日）

このように多くの国々が関わり、2015 年の総会での採択を目指して、国連の様々な機関の援助を受けながら概要を協議した 2030 アジェンダは、全般的な特徴については意見が一致するも、目標の数やテーマについては、各国に適用されることからすぐには合意に至らなかった。各国は、自国に関わるものとして熱心に協議に取り組み、協議の中では様々な世界観も対立した。最も白熱した議論は、当初、法治国家に関する目標として提案されていた目標 16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」についてであったという。また、大部分の国は、MDGs 同様、SDGs が法的拘束力を持たないようにするという点で意見が一致した。

このオープンワーキンググループには最終的に 96 カ国が参加し、計 13 回開催され、2014 年 7 月、17 の目標 (SDGs) と 169 のターゲットからなる案が総会に提出された。その後、同年 12 月に潘基文事務総長 (当時) が統合報告書を発表、2015 年 7 月に「第 3 回開発資金国際会議」が開催され、新たな目標を前に協力して開発資金を調達することに合意する「アディスアベバ行動目標」も採択された。

このような流れを経て、2015 年 9 月、2030 アジェンダは 193 の全加盟国にて採択に至った。

第 2 節 SDGs の概要及び特徴

2030 アジェンダは、SDGs の前身の一部である MDGs の実施から浮かび上がった格差等様々な課題を踏まえ、目標達成に向け地球上の「誰一人取り残さない (No one will be left behind)」ことを明確に掲げている。また、2030 アジェンダの冒頭では、持続可能な開発のキーワードとして、人間 (People)、地球 (Planet)、繁栄 (Prosperity)、平和 (Peace)、連帯 (Partnership) の「5 つの P」を掲げている。2030 アジェンダの中核をなす SDGs は、この「5 つの P」を具現化したものとされているが、2030 年までの達成を目指す 17 の目標 (次のとおり) と、169 のターゲット、232 の指標から構成される。

SDGs の 17 の目標⁵

- 目標 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
- 目標 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセ

⁵ 外務省 HP「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (仮訳)」
[<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000101402.pdf>] (最終検索日：2021 年 2 月 19 日)

セスを確保する

- 目標 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 目標 9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 10 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*
- 目標 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

*国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。

なお、日仏語の SDGs のロゴ及びアイコンを比較すると、図 1－1 のとおりである。

(図 1 - 1) 日仏語の SDGs のロゴ⁶



⁶ 国際連合広報センターHP「SDGs のポスター・ロゴ・アイコンおよびガイドライン」
[\[https://www.un.org/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/\]](https://www.un.org/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/) (最終検索日：2021 年 3 月 5 日)
[\[https://www.un.org/sustainabledevelopment/fr/news/communications-material/\]](https://www.un.org/sustainabledevelopment/fr/news/communications-material/) (最終検索日：2021 年 3 月 5 日)

また、169 のターゲットのうち、例として目標 6（水・衛生）及び目標 17（実施手段）のターゲット⁷は次のようになっている。

- 目標 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 6.1 2030 年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。
- 6.2 2030 年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。
- 6.3 2030 年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。
- 6.4 2030 年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
- 6.5 2030 年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
- 6.6 2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。
- 6.a 2030 年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術など、開発途上国における水と衛生分野での活動や計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
- 6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する。

○目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資金

- 17.1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
- 17.2 先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7%に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15～0.20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20%の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
- 17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
- 17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重

⁷ 外務省 HP「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（仮訳）」
[<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000101402.pdf>]（最終検索日：2021 年 2 月 19 日）

債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。

17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。

技術

17.6 科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。

17.7 開発途上国に対し、譲許的・特惠的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。

17.8 2017 年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。

能力構築

17.9 すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。

貿易

17.10 ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の結果を含めた WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。

17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。

17.12 後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。

体制面

政策・制度的整合性

17.13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。

17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。

17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。

マルチステークホルダー・パートナーシップ

17.16 すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。

17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、

市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

データ、モニタリング、説明責任

17.18 2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。

17.19 2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

SDGs には、次の 3 つの特徴があるとされている⁸⁹¹⁰。

①開発途上国だけでなく、すべての国に適用されるという点での「普遍性 (universalité)」

2030 アジェンダは豊かな国と貧しい国をともに対象とし、国家間と国内の不平等の両方を取り上げるものとなっていること、目標では、各国の国情や能力、開発水準の差が考慮されていることなどが挙げられている。

②持続可能な開発の 3 つの柱（経済、環境、社会）に体系的に取り組むという点での「横断性 (transversalité)」

SDGs では、リオ+20 で示された、経済、環境、社会の三側面統合の概念も明確に打ち出されている。これは、2030 アジェンダの序文において、「持続可能な開発を、経済、社会及び環境というその三つの側面において、バランスがとれ統合された形で達成することにコミットしている」と明記されている。「不可分」とも言われ、それぞれの目標は相互に独立しているものではなく、総合的に取り組むことが必要であり、すべての目標に相関関係がある。例えば、気候変動への対策も平和の確保も行わずに、飢餓ゼロを達成することはできず、すべての人に教育を提供しなければ、ジェンダーの平等は実現しないとされている。

③単なる貧困対策を超え、社会モデルの転換や行動の変化を目指すという点での「転換性 (transformativité)」

SDGs は、貧困に終止符を打つには、経済成長を促し、教育、健康、雇用機会を含む幅広い社会的ニーズを充足すること、また、気候変動と環境保護に取り組む戦略といった社会や行動の「転換」を必要とする認識から生まれ、その特徴は「変革的」ともされる。

これら 3 つの特徴に加え、グローバル・パートナーシップの重視も 2030 アジェンダの

⁸ Comité21, Pour l' appropriation de l' Agenda 2030 par les collectivités françaises, [<http://www.comite21.org/docs/doc-non-mis-en-ligne/2019/guide-oddetcollectivites-2019-a4-pap-interactif2.pdf>] (最終検索日：2021 年 2 月 19 日)

⁹ 国際連合広報局「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」 [https://www.un.org/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/] SDGs を広めたい・教えたい方のための「虎の巻」資料 (最終検索日：2021 年 3 月 8 日)

¹⁰ 環境省「平成 29 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」 [<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h29/index.html>] (最終検索日：2021 年 3 月 5 日)

特徴とされている。具体的には、2030 アジェンダの序文や、SDGs の目標 17（実施手段）において、目標達成のために多種多様な関係主体が連携・協力する「マルチステークホルダー・パートナーシップ」を促進することが明記されている。

この点について、フランスで SDGs の取組促進に重要な役割を果たすアソシアシオンの Comité21（詳細は第 3 章第 1 節を参照）が 2019 年に発行したフランス自治体向けガイド「Pour l' appropriation de l' Agenda 2030 par les collectivités françaises」では、「2030 アジェンダを成功させるのは、政府のみの仕事又は責任ではない。『市民社会』と呼ばれるアクター達が、多国間レベルで前代未聞の参加型プロセスを通して SDGs の協議に参加したのと同様に、これらの目標達成においても演じる役割がある。当然のことながら、民間・金融セクターについても、また労働組合、NGO、地方当局又は地方政府に関しても同様である。持続可能な開発のアプローチにおいて進歩し、それぞれのレベルで組織、生態系、地域、国を進歩させるために、2030 アジェンダの 17 の SDGs の観点から各々が自らを精査することができる。」と述べられている。

次章では、2030 アジェンダ採択後、フランスにおいて実際にどのような取組が進められたかについて紹介したい。

第2章 フランスにおける 2030 アジェンダ採択後の取組

第1節 政府における 2030 アジェンダの適用と SDGs のための国家ロードマップの策定

2017 年及び 2018 年、Comité21（詳細は次章第1節を参照）は、フランスにおける 2030 アジェンダの適用レベルに関し、数十人の代表者が共同で作成した報告書を発行した。この報告書は、SDGs がフランスの様々なアクター（企業、労働組合、地方自治体、NPO、高等教育機関など）に知られているかどうか、そして SDGs が持続可能な開発への取組、各種計画、CSR 戦略、公共政策のマネジメントツールとして活用されているかどうかを評価するものだった。評価の結果、公的組織、民間組織のいずれにおいても SDGs を知っている組織は非常に少なく、また先駆者がいたとしても、その活用は少なかったことから、「SDGs の適用はまだ成功していない」とされた。また、Comité21 は、まだ開発途上国のための一連の目標と誤って認識されていることの多い 2030 アジェンダを「脱神話化する」ことが必要であるように思われたともしている¹¹。

そのような状況の下、フランス政府の政策の方向性と SDGs を含む「2030 アジェンダ」との適合を明確に図るため、多様な主体が2年にわたり協議を重ね、「2030 アジェンダに関するフランスのロードマップ（Feuille de route de la France pour l'Agenda 2030）」が 2019 年 9 月 20 日に策定された。フランスでは、EU 加盟国への要請を受け、2003～2008 年、2010～2013 年の2度にわたり「持続可能な開発全国戦略（la stratégie nationale de développement durable）」と呼ばれる計画を、2015～2020 年に「持続可能な開発へのエコロジー転換全国戦略（la stratégie nationale de transition écologique vers un développement durable）」と呼ばれる計画を策定し、国連の持続可能な開発委員会に提出してきており、この国家ロードマップは、2020 年に終了する全国戦略に代わるものとして策定されたといわれている¹²。

策定にあたり、まず、2017 年より SDGs のフォローアップ指標を適用する作業が開始された。各省庁と市民の代表を含む国家情報統計審議会（CNIS）は、SDGs 専門の作業グループを設置し、国連の指標を選別、フランスの状況に応じた 98 の指標を提案した。

その後、2018 年には 2030 アジェンダ実現のための国家戦略を、多様な主体が共同で構築する作業が本格的に始動した。同年 2 月 8 日に開かれた国際協力・開発省庁間委員会（CICID）¹³の結論に従い、国会議員、省庁、企業、NPO、地方自治体、労働組合、研究者などさまざまな分野から約 300 人が選ばれ、共同でのロードマップ策定が開始された。この作業は、ポワルソン環境連帯移行大臣付副大臣（当時）と、ルモワンヌ ヨーロッパ・

¹¹ Comité21, Pour l'appropriation de l'Agenda 2030 par les collectivités françaises, [<http://www.comite21.org/docs/doc-non-mis-en-ligne/2019/guide-oddetcollectivites-2019-a4-pap-interactif2.pdf>]（最終検索日：2021 年 2 月 19 日）

¹² L'Agenda 2030 en France, Bilan de la Stratégie nationale de transition écologique vers un développement durable 2015-2020 [<https://www.agenda-2030.fr/a-la-une/actualites-a-la-une/article/bilan-de-la-strategie-nationale-de-transition-ecologique-vers-un-developpement>]（最終検索日：2021 年 6 月 7 日）

¹³ フランスの国際協力と開発援助に関する方針の決定を行う政府機関。首相により主宰され、発展協力に直接関わる省庁の大臣で構成される。

外務大臣付副大臣が共に委員長を務める SDGs 達成のためのハイレベル推進委員会¹⁴の主導で進められた。

このようにして策定されたロードマップは、誰一人として置き去りにすることなく、子どもたちや環境に将来負担を負わせることのない、活動的で連帯意識があり環境を保護するフランスのための方向性を定めており、次の6つの優先的課題を中心に構成されている¹⁵。

- 1 貧困を絶滅し、あらゆる差別や不平等と闘い、すべての人々に同等の権利、機会、自由を保障することにより、公正な社会のために行動する。
- 2 気候、地球、生物多様性を考慮して行動するため、二酸化炭素排出の抑制と天然資源の節約により、社会モデルを転換する。
- 3 築くべき世界、持続可能な開発という課題に適合した行動及び生活形態へと移行することを可能にするため、生涯にわたり教育と訓練を拠り所とする。
- 4 特に健全で持続可能な食料と農業を通し、すべての人々の健康及び快適さのために行動する。
- 5 SDGs 達成への国民参加を実質的なものにし、実験及び地域のイノベーションの強化を通して実践の転換を具体化する。
- 6 欧州レベル、国際レベルで、社会の持続可能な変革、平和、連帯のために活動する。

第2節 SDGs の地域化 (territorialisation)

フランスでは、地方自治体レベルでの SDGs の取組を促進することを「SDGs の地域化 (territorialisation¹⁶)」という。フランスにおける SDGs の状況を調査する中で、この「SDGs の地域化」の重要性は非常に強調されていた。

バルセロナに拠点を置く世界規模の地方自治体の国際組織で民主的地方自治を推進する United Cities and Local Government (都市・地方自治体連合。以下「UCLG」という。)の「ワールドアジェンダの地域化—地域の取組がどのように都市や地域を変えるのか」と題する報告書¹⁷では、この地域化の重要性とその定義について、「2030 アジェンダは SDGs の包括的かつ地域的なアプローチの必要性を重要視している。地域化とは「国レベル及び世界レベルでの持続可能な開発の目標とターゲットに到達するための戦略を地域において定義、実施又はフォローアップすること」と説明されている。地域化とは特に、目標やタ

¹⁴ 大統領、閣僚の代表者のほか、パートナーとして国会、地方議員の団体、研究機関、経済団体、NPO で構成される。

¹⁵ L'Agenda 2030 en France, Feuille de route de la France pour l'Agenda 2030 (和訳)
[<https://www.agenda-2030.fr/actualites/feuille-de-route-de-la-france-pour-lagenda-2030-368>]
(最終検索日: 2021 年 2 月 19 日)

¹⁶ 2020 年 9 月 22 日に CUF が開催した「第 11 回自治体国際フォーラム (AICT)」の SDGs に関する分科会「Les ODD et la coopération décentralisée」において、モデレーターを務めたデュモンテ氏 (氏の詳細は本文を参照) によると、フランスでは、地域化というと英語の表現と似た仏語「localisation」が使われがちだが、意味からすると「territorialisation」の方が実態に近いという。

¹⁷ UCLG, GOLD V 2019 « Les localisation des agendas mondiaux Comment l'action locale trans forme les villes et les territoires »
[https://www.uclg.org/sites/default/files/goldv_es_fra.pdf] (最終検索日: 2021 年 3 月 8 日)

ーゲットの定義、それらに到達するまでの活動の手段の動員及び 2030 アジェンダの実現に向けての進歩の測定とモニタリングのための指標の利用のために、国よりも小さいレベル¹⁸での状況を考慮に入れることを意味する。」と記載されている。

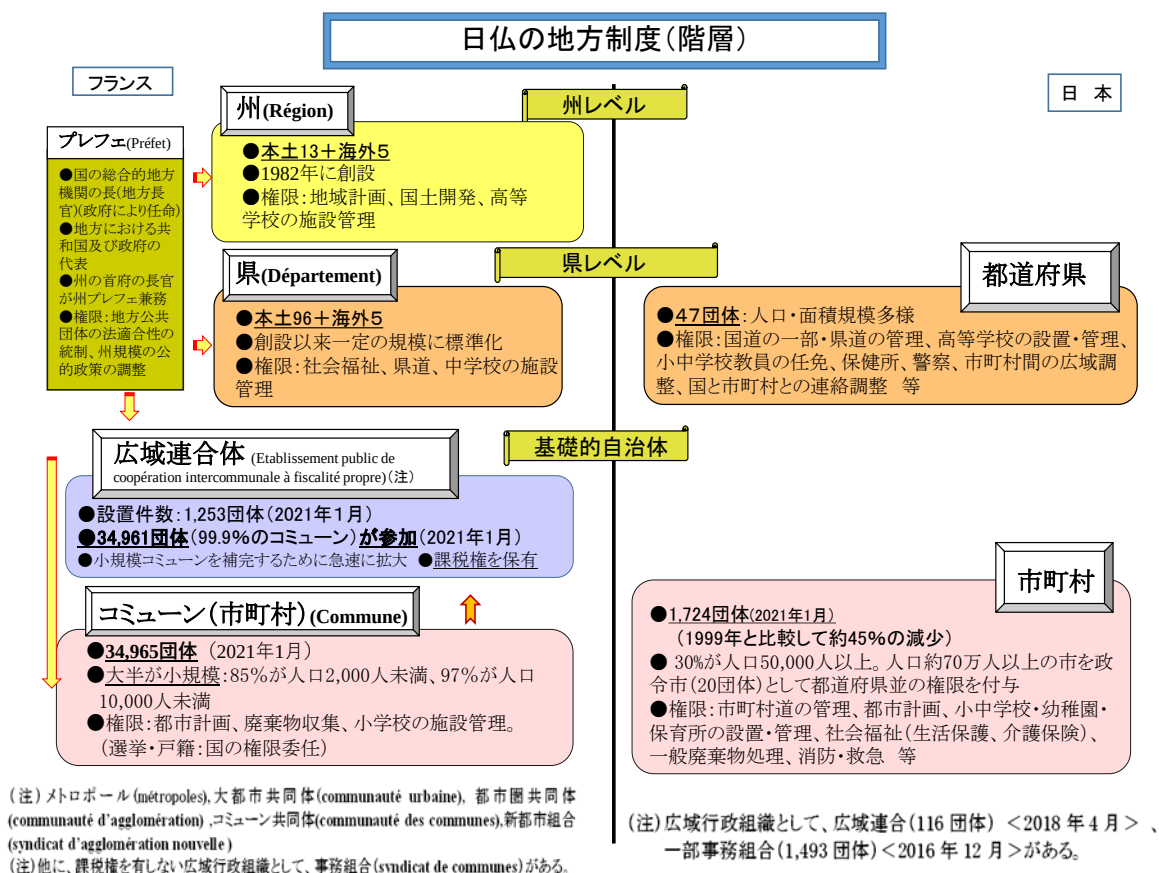
より具体的には、第 11 回自治体国際フォーラム (AICT) の SDGs に関する分科会「Les ODD et la coopération décentralisée (SDGs と地方自治体の国際交流協力)」において、モデレーターを務めたオード (Aude) 県副議長のヴァレリー・デュモンテ (Mme Valérie DUMONTET) 氏は、SDGs は広報に用いられるラベルではなく、ガバナンスのツールであることを強調した上で、SDGs は国連加盟国により定められたものであるが、SDGs が地方自治体の公共政策に取り入れられ、住民にとって身近なレベルでの取組が行われなければ目標の達成はできないと、地方自治体や地域レベルの取組に SDGs を導入すること、つまりは SDGs の地域化の必要性について述べた。

また、そのためには、地方自治体関係者が先頭に立ち、どのように SDGs を地域の実情に合わせて公共政策に取り入れていくか、またそのためにどのようなツールが必要なのかということを考え、SDGs はテクノクラートが作ったものではなく、人々の日常に関わるものであるということを理解してもらった上で地域の計画のマネジメントツールとして SDGs を活用すること、SDGs は横断的な取組、それによりもたらされる成果、また成果の指標による評価等が重要視されるため、縦割りから横断型への行政の変革も必要であることを説明した。

このように、SDGs の地域化が重要視される背景として、フランスでは自治体の権限などにより大部分の SDGs 実現の具体的手段が地方自治体レベル (図 2-1 のように州 (région)、県 (département)、コミューン (commune、日本の市町村に相当) 及び広域連合体 (EPCI à fiscalité propre) から構成) に属していることが挙げられる。

¹⁸ 地域レベルを指しているものと思われる。

(図 2 - 1) 日仏の地方制度 (階層)



出典：一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所「フランスにおける近年の地方自治制度改革」

また、フランスにおける国と地方自治体間の事務権限の配分については図 2 - 2 のとおりであるが、国が事務権限を有している分野であっても、具体的な施策の実施や、地域や住民により密接に関連する分野をはじめ、あらゆる分野に地方自治体が有する権限が及んでいることがわかる。それは、財源の一部が国の交付金から来ているケースはあるにしても、約 70%の公共投資の決定が地方自治体レベルで行われるともいわれている¹⁹ことからわかる。

¹⁹ Comité21, Pour l' appropriation de l' Agenda 2030 par les collectivités françaises, [\[http://www.comite21.org/docs/doc-non-mis-en-ligne/2019/guide-oddcollectivites-2019-a4-pap-interactif2.pdf\]](http://www.comite21.org/docs/doc-non-mis-en-ligne/2019/guide-oddcollectivites-2019-a4-pap-interactif2.pdf) (最終検索日：2021年2月19日)

(図 2-2) フランスにおける国・地方自治体間の事務権限の配分 (例)

	コミューン(広域連合体)	県	州	国
職業訓練			州政策の決定・実施	国政策の決定(一部実施)
教育	小学校(設置)	中学校(設置)	高校(設置)	大学(設置)、教育政策
保育等	公立施設設置、補助	許認可		国政策の決定
文化・スポーツ等	図書館、美術館、スポーツ設備・補助金	図書館、美術館、文化財保護、スポーツ設備・補助金	図書館、美術館、文化財保護、スポーツ設備・補助金	図書館、美術館、文化財登録、スポーツ補助金
観光	観光案内所の設置(任意)	整備計画	州計画、プロモーション	国政策の決定
福祉・衛生	コミューン社会福祉センター(CCAS)	給付、母子保健センター(PMI)		組織、給付(障害者手当等)
都市計画	地区計画、建築許可			一般計画、国土整備指針
開発	州計画への意見提出	州計画への意見提出	州計画、国・州間計画契約(CPER)	国・州間計画契約(CPER)
環境	廃棄物、上下水道	廃棄物(県計画)	州立公園	国立公園、水質管理
港・空港	ヨットハーバー、移譲された漁港、空港	漁港(商業用も含む)、空港	州港、移譲された漁港、河川港湾・運河、空港	国益港湾、大河川航路、空港
道路	コミューン道	県道	州計画	国道、高速道
公共交通	都市圏内交通(通学用含む)	障害生徒用交通	州計画、州鉄道、バスターミナル、都市圏外交通(通学用含む)	規制
通信	ネットワーク管理	ネットワーク管理	ネットワーク管理	規制
住宅	ファイナンス、住宅連帯基金、地域住居プログラム(PLH)	ファイナンス、住宅連帯基金	ファイナンス	国家住宅政策
経済開発	間接支援	間接支援	直接・間接支援	経済政策企画立案
治安	自治体警察、交通警察、駐車違反取締まり、犯罪予防	交通警察、犯罪予防、消防・救急		一般警察、特別警察

出典：一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所「フランスにおける近年の地方自治制度改革」

SDGs についても、国はロードマップなど全般的な枠組を与えるほか、2011 年から人口 5 万人以上の自治体に持続可能な開発に関する年次報告を義務化したように、地方のアクターが 2030 アジェンダの目標達成のためにどのような努力をしているか報告するよう促すために法規を定める権利を保持しているが、SDGs そのものは自治体が有する権限と密接に絡んでおり、その達成のための手段は地方自治体レベルに属しているとされる。そのため、地方自治体が SDGs に取り組むことでその実現可能性が上がることは明らかである。

また、地方自治体は地域や住民により近い行政であるため、地域の実情やそれぞれの地域が抱える独自の課題を捉え、それらの課題を SDGs と関連づけながらそれぞれの解決に取り組むことで、SDGs の達成に貢献すると同時に様々な地域の課題を解決することが可能となる。

加えて、地方自治体に課される地域開発計画のうち、州地域整備・持続可能な開発・地域平等計画 (SRADDET : Schéma Régional d'Aménagement, de Développement Durable et d'Égalité des Territoires)、地域都市計画プラン (PLU : Plan Local d'Urbanisme)、広域都市計画プラン (PLUI : Plan Local d'Urbanisme Intercommunal)、地域全体整備計画 (SCoT : Schéma de Cohérence Territoriale)、地域気候・大気・エネルギー計画 (PCAET : Plan Climat Air-Énergie Territorial) などの計画は、SDGs と共通する部分があり、これ

らの地域開発計画の策定において、地方自治体が **SDGs** の観点から公共政策及び計画書類を精査することで、経済、環境、社会のいずれの分野も漏らすことなく、また計画間の整合性を図りながら、一貫性のある持続可能な開発に関する戦略を構築できることは地方自治体にとっても、**SDGs** 達成の観点からも非常に有用であるとされている²⁰。

²⁰ Comité21, Pour l' appropriation de l' Agenda 2030 par les collectivités françaises,
[<http://www.comite21.org/docs/doc-non-mis-en-ligne/2019/guide-oddetcollectivites-2019-a4-pap-interactif2.pdf>] (最終検索日：2021 年 2 月 19 日)

第3章 自治体におけるSDGsの取組に関わる主要なアクター

第1節 Comité21（持続可能な開発のためのフランスの委員会）

この節では、フランスで最初の持続可能な開発のための多様なステークホルダーのネットワーク（association、以下「アソシアション²¹」という。）である Comité21（持続可能な開発のためのフランスの委員会）のSDGsへの取組、特に自治体におけるSDGsの地域化に関する取組についてまとめる。

1 概要と背景

Comité21は、組織、企業、地域における持続可能な開発の実施を目的として1995年に設立されたフランスで最初の多様なステークホルダーのネットワークである。同ネットワークの設置の意義は、1992年の地球サミットで採択されたアジェンダ21を全国に普及させることであり、フランス政府が国際的なコミットメントを守るよう支援することだった。

2006年、Comité21は、Association 4 D（Comité 21と同じくアソシアション）、全仏市長会（AMF）、持続可能な開発省（Ministère en charge du développement durable）とともに、地域レベルでの持続可能な開発のための取組を支援することを目的とした「ローカルアジェンダ21全国観測所（Observatoire national des Agendas 21 territoriaux）」を創設した²²。その上で、様々な地域における持続可能な開発のための取組とそのために考案されたツールについての調査及びリストアップ、持続可能な開発のための取組に関する情報提供、自治体やエキスパート等関係者のネットワークの推進などの活動を通し、200近くの加盟地方自治体に対するアジェンダ21の取組のサポートを進めてきた。

現在、Comité21の会員は450以上に及び、企業（多国籍企業や中小企業）の26%以上、地方自治体（コミューン、県、州）の40%、NGO（環境、開発、地域連帯、人権等）の20%、公的機関や高等教育機関の10%が参加し、UNEP（国連環境計画）やUNDP（国連開発計画）も会員として名を連ねている²³。また、活動のために設置された部会は、これまで地方自治体（すべてのレベル）、企業、アソシアション、高等教育機関をそれぞれまとめる4部会だったが、新たに市民をまとめる部会が設置されたという²⁴。

同ネットワークは自らを調査や研究にとどまるシンクタンクではなく、SDGsと密接に連携した支援を実践する「ドゥ・タンク（Do tank）」と評している。主な活動は、次の3点である²⁵。

²¹ アソシアション契約に関する1901年7月1日法（通称1901年法）により法人格が与えられている非営利団体。日本においてはNPO法人等に相当する。

²² Comité21, agenda21 de territoire

[<http://www.agenda21france.org/agenda-21-de-territoire/pour-en-savoir-plus.html>]（最終検索日：2021年2月19日）

²³ Comité21, the main French network of actors for sustainable development

[<http://www.comite21.org/en/index/html>]（最終検索日：2021年2月19日）

²⁴ 2020年9月22日にCUFが開催した「第11回自治体国際フォーラム（AICT）」のSDGsに関する分科会「Les ODD et la coopération décentralisée」において、パネリストを務めたComité21のサラ・ショーンフェルド（Mme Sarah Schönfeld）氏による。

²⁵ Comité21, 4 bonnes raisons de rejoindre le Comité 21 !

[<http://www.comite21.org/ressources/detail-ressource.html?id=6>]（最終検索日：2021年2月19日）

- ① 官民を問わず、すべての持続可能な開発に取り組むアクター間のネットワーキングに係る自治体の規模に応じた促進

テーマ別の会議を開催し、個々の課題や時事問題に関する議論を行うことで、新たな交流とパートナーシップを構築する機会を提供する。また、ニュースレター「Infos 21」や Web サイト、Twitter、Facebook などの Comité21 が持つ媒体により会員の取組について紹介する。

- ② 3つのプログラム（企業の社会的責任、持続可能な地域、持続可能な開発に関する教育）に基づく持続可能な開発の啓発を促進するためのサービスと実用的なツールの提供

企業の社会的責任（CSR）、ローカルアジェンダ 21 及び学校のアジェンダ 21 に関するツールの提供、啓発活動を行うほか、メニュー別のサポート、戦略強化や戦略的なテーマに係る視点を獲得等のための様々なサポート、協議や利害関係者との対話の促進、関係組織の現地訪問等を行う。

- ③ 持続可能な開発に関する研究と分析

15名の委員で構成される専門家委員会の支援の下、将来予測や研究を行うとともに、戦略的課題に関するワーキンググループの開催、主要な国際会議にあたってのネットワーク間の調整、国の機関（CSR 基盤整備、アジェンダ 21 委員会、環境と持続可能な開発のための教育（EEDD）協議会等）への協力等を行う。

2 SDGs の地域化（territorialisation）関連の取組

Comité21 では、SDGs の地域化（territorialisation）を支援するために、次のような取組を実施している。

- （1）自治体向け実践ガイド「Pour l' appropriation de l' Agenda 2030 par les collectivités françaises（フランスの地方自治体の 2030 アジェンダへの適応のために）」の発行

2019 年 11 月、Comité21 は、Cerema²⁶との共著であり、コミューン、県及び州の代表組織、次節の Association Nationale Notre Village や第 3 節の CUF 等のアソシエーション、環境・連帯移行省（Ministère de la Transition écologique et solidaire）など多くのパートナーの参加を得て、2 年をかけて作成した自治体向け実践ガイド「Pour l' appropriation de l' Agenda 2030 par les collectivités françaises」を発行した。

SDGs を地域レベルで実施するための具体的な方法を提案するこのガイドは、SDGs の起源、概要、SDGs 導入の必要性などについて述べた第 1 章、自治体の事務の中心となる SDGs を明らかにするため、各自治体レベルの権限に関する比較分析及び 2030 アジェンダの重要ポイントを提示した第 2 章、SDGs の各目標とそのターゲットの説明、他の目標との関連などを列記した第 3 章、先進的な 7 つの地方自治体のグッドプラクティスを紹介する第 4 章から構成されており、なぜ 2030 アジェンダがすべてのレベルの地方自治体の公共政策の推進のための強力なツールであるのかを理解するための鍵を提供するとともに、多くの地方自治体が抱える疑問点について説明している。

²⁶ エコロジー移行省（Ministère de la Transition écologique）と国土結束・地方自治体関係省（Ministère de la cohésion des territoires et des relations avec les collectivités territoriales）の管轄下に置かれる国の公施設法人

(2) SDGs ツール・ド・フランスの実施

2017年にスタートし、2021年末まで続けられるこの「SDGs ツール・ド・フランス」プロジェクトは、地域のすべてのアクター（経済関係者、アソシアション、地方自治体、市民等）に対し 2030 アジェンダの啓発活動を行うことを目的とし、Comité21 の支援の下、地域の様々なアクターで構成される推進委員会が企画・運営する。また、フランス開発庁（Agence française de développement）、環境・エネルギー管理庁（ADEME）、地方公庫²⁷（Banque des territoires）、環境・連帯移行省の持続可能な開発総局（Commissariat général au développement durable du ministère de la Transition écologique et solidaire）もこのプロジェクトを後援している。

SDGs ツール・ド・フランスは、2017年から2018年にかけてフランス本土の4カ所（ヌーヴェル＝アキテーヌ（Nouvelle Aquitaine）州、ブルゴーニュ＝フランシュ＝コンテ（Bourgogne-Franche-Comté）州、オー＝ド＝フランス（Hauts de France）州、グラン・テスト（Grand Est）州）で開催された後、2021年までに14カ所での開催が予定されていた（コロナ禍の影響により、2020年に予定されていた開催を2021年に延期したり、オンラインでの開催に切り替えることを余儀なくされている。）。

多くの場合、ラウンドテーブル、ワークショップ（方法論的、参加型、分野別）、ディベート、ビデオ上映などから構成され、1～2日をかけて開催される。

各開催地で取り上げられるテーマは、それぞれの地域のアクターの 2030 アジェンダに係る成熟度に応じ、地域の関係者とともにオーダーメイドで構築され、それぞれの地域の制度的、経済的、社会的、環境的な特徴に応じて決定される。このアプローチにより、地域の状況に合わせて優先度の高い SDGs に取り組むことが可能となっている。

Comité21 は、この SDGs ツール・ド・フランスにより目指すこととして次の4点を挙げている。^{28 29}

- ① 地方議員とその地方自治体、経済関係者、非営利団体関係者の SDGs に関する専門知識を高める。2030 アジェンダの実施に貢献する一貫性のある持続可能な開発戦略を構築するために、SDGs への取組に対する集団的な関心を引き起こす。
- ② 持続可能な開発の共通の地域ビジョンを構築するために、地域のアクターが一堂に会する場を設け、公共部門、プロジェクトの立案者、アソシアション、高等教育機関などを結集してプロジェクトを立ち上げることを可能にする。
- ③ SDGs に関心を持つ機関や官民の関係者と力を合わせ、SDGs のツール・ド・フランスのステージにおいて、越境協力も含めた地域のパートナーシップの構築を促進することで、持続可能な開発のためのパートナーシップに関する SDGs 17 を実現する。
- ④ SDGs の戦略的・運用的実施とマルチステークホルダー・パートナーシップに係る

²⁷ 預金供託公庫の一部門で、地方自治体や地方公営企業に融資を行う金融機関

²⁸ Comité21, Le Tour de France des ODD

[<http://www.comite21.org/nos-expertises/l-agenda-2030-un-cap-pour-le-comite-21.html#op1435>]（最終検索日：2021年2月19日）

²⁹ Comité21, Tour de France des Objectifs de développement durable

[<http://www.comite21.org/docs/contenu-comite-21/2020/presentation-tour-de-france-odd-20192021.pdf>]（最終検索日：2021年2月19日）

長期的な活力を創出する。Comité21 は各開催地におけるイベントに関するサマリー文書の作成に加えて、地域の様々なパートナーと協力して数年間にわたって各ステージに関するフォローアップを行う。

(3) 自治体のニーズに合わせた職業訓練とサポートの実施

Comité21 は、職業訓練機関として承認されており、自治体のニーズに合わせ地方公務員についての職業訓練を実施している。具体的には、2019 年 7 月、タルヌ (Tarn) 県の全管理職に対し 2030 アジェンダに関する啓発活動を行い、持続可能な開発の報告書を SDGs を中心に構成されたものへと移行する準備を行った。また、地方公務員向けの研修を企画、実施している CNFPT (地方公務員全国センター、Centre National de la Fonction Publique Territoriale) と協力し、2030 アジェンダに関する自治体向けの大規模公開オンライン講座を準備するなどしている。

また、Comité21 は、SDGs の地域化において、地域における持続可能な開発の取組の策定作業において、自治体からサポートの要請を受け、助言を行っている。さらに、こうした Comité21 の SDGs の地域化に関する支援から得られた自治体の教訓を一般の利益に役立てるため、例えば、自治体での取組事例を紹介するガイドの発行なども実施している。

第 2 節 Association Nationale Notre Village (私たちの村協会)

この節では、主に農村部の小規模なコミューン及びコミューン共同体から構成される全国組織 (アソシアション) である Association Nationale Notre Village (私たちの村協会) の SDGs への取組についての調査を中心にまとめる³⁰。

1 概要と背景

Association Nationale Notre Village は、持続可能な開発への取組と未来予測の視点から、地域の保全と発展に取り組んでいる地方自治体をまとめる全国組織である。主に小規模で人口密度の低いコミューン及びコミューン共同体(住民 1,000 人から 15,000 人まで)で構成され、200 の自治体が加入している。

同協会は、1992 年、農村部の保全を主な目的とし、「SOS Villages」という名称で設立された。設立の背景について、同協会の会長であるデュヴァル氏 (イル・エ・ヴィレーヌ (Ille et Vilaine) 県にあるメレ (Mellé) というコミューンの元メー (Maire)³¹) は、当時、フランス国内において地域間格差、人口格差、農村地帯における人口の高齢化、社会的・文化的格差などの多様な格差が拡大しつつあったこと、また、気候の変動、生物多様性の損失などの地球レベルの課題は自分たち自身が抱えている課題だという問題意識が

³⁰ コロナ禍のため、調査は 2020 年 10 月 12 日、Association Nationale Notre Village の会長であるクロード・デュヴァル (M. Claude DUVAL) 氏、事務局長であるセリーヌ・ピノー (Mme Céline PINOT) 氏にテレビ会議にてヒアリングを行った。

また、同協会作成のパンフレット「ASSOCIATION NATIONALE NOTRE VILLAGE」及び「LE LABEL NOTRE VILLAGE TERRE D'AVENIR」並びに同協会 HP を参照した。

³¹ コミューン (日本の市町村相当) の首長

あったことを挙げた。そして、これらの課題に対し、シャルル・セラック（M.Charles CEYRAC）氏（当時のコランジュ・ラ・ルージュ（Collonges-la-Rouge）というコミューンのメールであり、コレーズ（Corrèze）県議長）が、解決策を模索しようと 25,000 のフランスの自治体に対し呼びかけたことがきっかけで、同協会がコレーズ県に創設されたという。

同協会の活動は表 3－1 のとおりであるが、デュヴァル氏によると、この中で大きく 3 つのターニングポイントがあった。まず、1992 年の地球サミットでアジェンダ 21 が採択されたことである。これが同協会のローカルレベルでのアジェンダ 21 の実施への積極的な取組、そして国が実施するローカルアジェンダ 21 への取組に参加することにもつながった。

第二に、2015 年の国連サミットで SDGs が採択されたことである。このとき、フランス政府から同協会に対し、アジェンダ 21 への支援から、ローカルレベルでの小規模自治体における SDGs の実施支援に移行してはどうかと提案があったという。

第三に、2019 年に採択された「2030 アジェンダに関するフランスのロードマップ」である。前章第 1 節で述べたように、多様な主体が 2 年にわたり協議を重ね完成させたこのロードマップの策定作業に参画したことは、同協会が持つ持続可能な開発に係る知見を活かす機会になるなど、同協会にとっても充実した活動となったという。

（表 3－1）Association Nationale Notre Village の活動³²

1992 年	「SOS Villages」という名称で設立
1994 年	農村部の経済活動の維持と経済活動衰退による住民の生活の支障を減らす（社会格差是正）ため、商店、レストラン、手工業関係者等の経済活動を維持したい、あるいは受け入れたい自治体と、それらの活動に関連するプロジェクトを有する者を結びつけるサービス「商工業関係者等の地域定着支援（Accueil-Installation）」の提供を開始
2000 年	「農村の権利と義務に関する宣言」を制定。農村がその役目を全うし、国全体の均衡に欠かせない生活の場であり続けることを目指すものである。
2004 年	持続可能な開発のための取組を実施する自治体への支援サービス「Agenda 21 サービス」を開始
2006 年	同協会の名称を「Notre Village」に変更 自治体のローカルアジェンダ 21 に付与されるラベル「Notre Village Terre d'Avenir」が誕生。当該自治体の地域における生活の質と、自治体による持続可能な開発への取組を認証するものである。
2009 年	同協会の環境保全への取組が公益であると認定される。これにより公益団体として、同協会に寄付を行う者に対し、所得税から寄付金控除を受けるために必要となる寄付金受領証明書を発行できるようになった。

³² Association Nationale Notre Village, Compte-rendu «Collectivité et Citoyens : Un Pour Tous et Tous pour Un !» より著者作成
[\[http://www.notrevillage.asso.fr/images/stories/association/RESEAU/Naintr/Compte_rendu_10_oct_19.pdf\]](http://www.notrevillage.asso.fr/images/stories/association/RESEAU/Naintr/Compte_rendu_10_oct_19.pdf)（最終検索日：2021 年 2 月 19 日）

2014 年	地方議員や自治体職員に持続可能な開発についての情報提供や啓発活動を行う「ネットワークの日 (Les journées réseaux)」を始める。テーマとしてこれまでに挙げられているのは、農薬の使用の代替策、コミュニケーションの保全と美化、墓地の持続可能な運営、墓地の整備と持続可能な維持などである。
2016 年	地方自治体に対し「地域計画の策定支援 (Le projet de territoire)」を始める。これにより自治体が長期的展望に立った計画の実施が可能となる。
2017 年- 2018 年	「2030 アジェンダに関するフランスのロードマップ」策定作業へ参画 策定されたアジェンダ 21 において SDGs を考慮することを同協会が重視し始める。
2019 年	エネルギー転換・連帯省と協力し、「Objectif 2030 : Rencontres au cœur des territoires」を開始する。様々な自治体に出かけ、特定のテーマにおける他の自治体の SDGs への取組と同協会の活動を紹介する取組である。 地方議員の職業教育の実施機関として認定を受ける。これにより地方議員は個人職業研修権利を行使して、預金供託公庫の費用負担により同協会が実施する職業研修を受けることができる。

2 ラベル「Notre Village Terre d' Avenir」の取組

1 で紹介した Association Nationale Notre Village の活動のうち、自治体の 2030 アジェンダと SDGs への取組を促進するための同協会の施策として、ラベル「Notre Village Terre d' Avenir (私たちの村は未来の土地)」について紹介したい。

このラベルは、自治体の地域における生活の質と、自治体による持続可能な開発に向けた計画策定の取組を認証するものである。ラベルの取得はあくまで自治体の自主的な取組であり、2030 アジェンダや SDGs に取り組みたいという意欲のあるコミューン等がその手続に乗り出す。デュヴァル氏は、ラベルはアジェンダ 21 に取り組む地方自治体の視認性を高め、また加入自治体のモチベーションを上げるものだと言った。

1992 年の地球サミットを受けて、2004 年 6 月、13 のモデル自治体が同協会の支援によりローカルアジェンダ 21 を策定し、またこの事業を通じ、同協会は全国の自治体に合ったツールや手順を開発した。その後、2006 年に同協会が開始したのが自治体のローカルアジェンダ 21 に付与するこのラベル制度である。先に述べた 13 のモデル自治体のうち 12 の自治体が同ラベルを最初に取得した。2006 年の開始後、今もラベルの目的は変わっていないが、その内容は 2030 アジェンダ及び SDGs に適応したものに変更したという。

このラベルは、同協会に加盟し、協会が策定した仕様書を遵守しながらローカルアジェンダ 2030 への取組を進めることが条件となるが、すべてのコミューン及びコミューン共同体が取得できるものである。また、ラベルの付与は同協会の理事、提携事業者、地方自治体・官公庁の代表者等で構成される「ラベル認定評価全国委員会」が行っている。

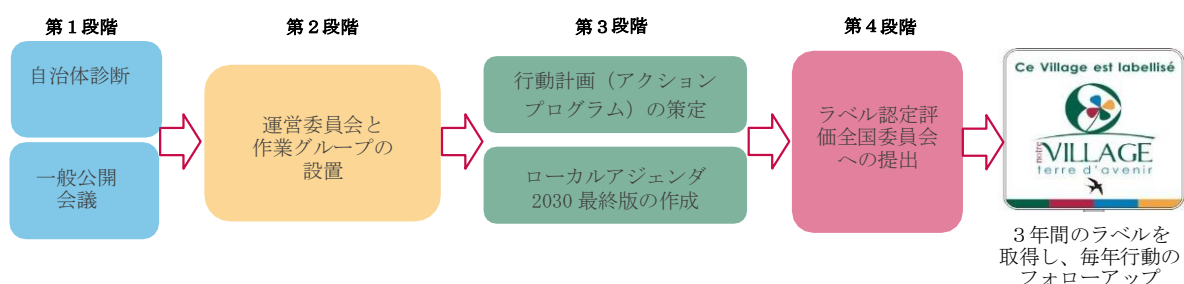
ラベルを取得した自治体は、これまでに 156 に及び、うち 54 の自治体が更新している。地方自治体のラベルの取得及び申請状況については図 3-1 のとおりである。

(図 3 - 1) 地方自治体のラベル取得・申請状況 (2020 年時点)



出典：Association Nationale Notre Village, パンフレット「ASSOCIATION NATIONALE NOTRE VILLAGE」

同ラベル「Notre Village Terre d' Avenir (私たちの村は未来の土地)」の認証の手順は次のとおりである³³。



出典：Association Nationale Notre Village, パンフレット「ASSOCIATION NATIONALE NOTRE VILLAGE」より和訳

【第 1 段階】地方自治体の診断と一般公開会議

地方自治体の診断は、持続可能な開発で目指す 5 つの目的³⁴と、経済、環境、社会などの

³³ 「ASSOCIATION NATIONALE NOTRE VILLAGE」及び「LE LABEL NOTRE VILLAGE TERRE D'AVENIR」のパンフレット並びに Association Nationale Notre Village へのヒアリングを基にまとめた。

※ラベル取得の手続、ラベル及びすべてのロゴマークは国立産業財産権機構（Institut national de la propriété industrielle, INPI）に登録されており、それらの所有権はすべて Association Nationale Notre Village に属する。

³⁴ 持続可能な開発の 5 つの目的（5 finalités du Développement Durable）は、Agenda21 France の HP で次のように説明されている。

- 1 la lutte contre le changement climatique（気候変動対策）
- 2 la préservation de la biodiversité, des milieux et des ressources（生物多様性、環境及び資源の保全）
- 3 la cohésion sociale et la solidarité entre les territoires et les générations（社会格差是正と地域間・世代間の連帯）
- 4 l'épanouissement de tous les êtres humains（すべての人々の満ち足りた暮らし）
- 5 une dynamique de développement suivant des modes de production et de consommation responsables（責任ある生産と消費の方法に基づいた開発の推進）

分野における 700 の基準に基づき、同協会職員（正規職員は 3 名）が自治体に出向き、議員の立ち会いの下で実施する。この診断の実施には自治体による承認を必要とする。

診断は、コミューンの場合にはコミューンの有する全般的な権限に、コミューン共同体の場合には移譲された権限に基づき実施され、自治体の強みと弱み、そして計画を特定するとともに施策を検討する上での方針を定め、また、改善点（自治体に適用される現行の規制に適合していない点）を同時に洗い出すことを目的とする。診断の際は、現地訪問も併せて行われる。

また、一般公開会議とは、自治体によるローカルアジェンダ 2030 の進捗を地元住民に提示するものである。

【第 2 段階】運営委員会と作業グループの設置

診断後、自治体は、議員（半数以下）、住民、各種アソシエーション代表者、経済関係者（企業代表、経済団体の代表、商店主など）、当該自治体を構成又は包括する自治体の代表者、国の代表者など、自治体の多様なステークホルダーから構成される運営委員会を設置し、プロジェクト責任者を指名する。

第 1 段階で行われた自治体診断により同協会が作成した自治体診断書は、自治体が運営委員会及び住民と共有し、運営委員会はその自治体診断書を基に定例の作業グループを開く。同協会職員は作業グループの構成員ではなく、その作業をサポートする立場であり、自治体は会議の議事録を作成する。

この作業グループは概ね毎月集まり、自治体を持つ弱みを対象に、様々な行動のアイデア出しから SDGs や持続可能な開発の分野における行動計画やアクションシートの作成まで取り組む。アクションシートの具体的な内容は、どういう行動に対し、誰と協力して作業しなければならないのか、行動の実施期間、コスト、そのスケジュールなどである。

取り組むアクションの条件は、①持続可能な開発の 3 つのテーマである経済、環境、社会に関係すること、②自治体の中心部に限らず、自治体全体に影響がある取組（コミューン共同体レベルのアクションであれば、構成するすべてのコミューン等に影響がある取組）であることの 2 点であり、実施スケジュールは、3 年から最大 6 年（自治体のメールの任期）にわたる。また、行動計画と SDGs とを対応させるため、各アクションシートにはそれに対応する SDGs のロゴが掲載されている。

この作業グループについては、様々な人材が参加することが多様な視点やアイデアをもたらし、また、参加者も、住民が抱えている問題に関する幅広いテーマに触れることにつながるため、学校の子どもたちなどの若者から年配の方々まで幅広く参加できるよう促しているという。そして、子どもたちを参加させることは、議会の機能についての公民教育や、持続可能な開発に関する啓発活動にもつながっているとのことである。

【第 3 段階】行動計画（アクションプログラム）の策定とローカルアジェンダ 2030 最終版の作成

第 2 段階における各種の作業グループを経て、運営委員会は自治体に対し、戦略の基本

方針、全体的な目的、そして各時期に地域で実施する施策を提案する。これらは自治体により承認される必要がある。

施策が承認された後、自治体は同協会が提供する枠組（持続可能な開発が目指す5つの目的、SDGs、評価指標などを含む。）を活用しながら、協会の支援のもと、その施策を行動計画書の形式に明文化する。この行動計画書をまとめたものがローカルアジェンダ 2030 の行動計画となる。

ローカルアジェンダ 2030 は、すべての書類につき当該自治体の議会による承認を受ける。

【第4段階】ラベル認定評価全国委員会へのローカルアジェンダ 2030 の提出

第3段階の議会の承認を経た自治体のローカルアジェンダ 2030 は、ラベル取得に向け、同協会からラベル認定評価全国委員会に提出される。

ラベル認定評価全国委員会は、様々な基準を基に審査し、ラベル付与の可否を決定する。基準には、例えば市民参加、集会の最低開催数、フランスの法律で義務付けられているものなど義務的なものもある。審査においては、行動計画の妥当性、計画を実施するための手段（財政面、技術面、行政面）や（物的、人的）資源の有無、行政だけでなく地域全体が取り組むものであるか、コミューンとコミューン共同体や自治体内の企業とのつながりなどといった計画の内容の質や、長期的な取組であるかが重視されており、多様な審査員が、様々な視点により審査するという。

ラベル認定評価全国委員会の審査の結果、一部分に対する改善を条件としたラベルの付与が提案されたケースはあるものの、ラベルの付与や更新自体が不可とされることは非常に稀であるという。それは、ラベルの獲得手続を始めるコミューンやコミューン共同体は、もともとそのモチベーションが非常に高く、考えられ得る限りの施策が盛り込まれているからであり、また応募の段階で、内容が充実したものになるよう同協会職員が自治体を支援することも大きな理由である。

ラベルを取得した場合、その有効期間は原則3年間とされる。

自治体は、「Notre Village Terre d' Avenir」の名称とシンボルマークが表示されたパネル又は看板を自治体の入口に設置し、付与されたツバメのロゴを使い、プログラムの施策を実施することになる。ラベルの有効期間中は、同協会が毎年、施策内容に関する調査を行う。

有効期間経過後、自治体がラベルの更新を希望する場合は、同協会によるローカルアジェンダ 2030 の評価を受けた上で、新たなローカルアジェンダ 2030「第2プログラム」を新規の場合と同じ手続により策定、提出することができる。このプログラムは、ラベル認定評価全国委員会に提出され、継続的な改善を促す目的で、自治体の取組と行動プログラムが地域にもたらした影響について評価される。

この評価により最初の行動計画と比べ何らかの形で進化があれば、最初は1つからスタートするツバメのロゴは、最高で5つまで増える可能性があるが、現時点で自治体が獲得しているツバメの数は3つが最高である。

このような手順を経て取得するラベルの意義について、同協会は次の6点を挙げている。

ラベル「Notre Village Terre d' Avenir（私たちの村は未来の土地）」認定の意義³⁵

- ・ 持続可能な開発に関する地方自治体の取組の水準を評価すること。
- ・ 自治体の関係者全員と協働で計画を策定すること。
- ・ 一つの推進力に市民を巻き込んでいくこと。
- ・ 持続可能な開発に向けた地方自治体の取組及び施策に高い評価を与えること。
- ・ SDGs に自治体単位で取り組み、課題に応えること。
- ・ 取組を行っている地方自治体のネットワークの一員になること。

実際に、同ラベルを取得し、アジェンダ 21 にいち早く取り組み、現在 SDGs への取組でフランスの先進自治体とされるうちの1つにアイヤン（Ayen）村がある。

アイヤン村は、Association Nationale Notre Village が設置されたコレーズ県に属する人口 714 人（2017 年時点）の村である。非常に早い段階で同協会に加入したアイヤン村は、前述した最初に同ラベルを取得した 12 のモデル自治体のうちの1つであり、2006 年の1回目のラベル取得の翌年に最初のローカルアジェンダ 21 を策定、実施した。その後、2010 年にラベルを更新し、その翌年にローカルアジェンダ 21 を改定、これまで政策立案にあたってはローカルアジェンダ 21 の活用を図ってきた。

同村では、これらのアジェンダ 21 への取組の実績を活かし、2017 年 9 月以降、Comité 21 と州の環境・地域整備・住宅局の協力を得て、村のすべての部署、パートナー及びアソシエーションが SDGs の達成に精力的に取り組んでいる。現在では、政策は 17 ある SDGs のうち 14 の目標に照らし策定されており、52 の公共政策を通して、既に 24 のターゲットに取り組むことができたとされている。その結果、街灯の電気消費量の 50%削減、村全体で水消費量の 14%削減といった成果をあげている。

3 SDGs の地域化（territorialisation）を進める効果的な方法

Association Nationale Notre Village は、2030 アジェンダ及びアジェンダ 21 への取組が地方自治体にもたらすメリットとして次の9点を挙げ、自治体の取組を促している。

2030 アジェンダ／アジェンダ 21 への取組が地方自治体にもたらすメリット³⁶

- ・ 将来世代のために、生活の質が永続的に維持できること。
- ・ 地域の保全に資する活動を通じて自治体の価値が向上できること。
- ・ 地域内のすべてのアクターと計画の共同構築ができること。
- ・ 市民の参加と関与が可能になること。
- ・ 自らの発展のアクターになれること。
- ・ 具体的かつ適切な取組を実施できること。

³⁵ Association Nationale Notre Village, ASSOCIATION NATIONALE NOTRE VILLAGE（パンフレット）（和訳）

³⁶ Association Nationale Notre Village, Intérêts de la démarche Agenda 2030 / Agenda 21 pour les collectivités（和訳）

[http://www.notrevillage.asso.fr/index.php?option=com_content&view=category&layout=blog&id=14&Itemid=24]（最終検索日：2021 年 2 月 19 日）

- ・実施する行動に枠組を与えられること。
- ・行動に SDGs を組み込むことで、SDGs を達成することができること。
- ・国レベルでの SDGs の実施に参加できること。

また、同協会は、情報提供や啓発活動の取組として、先に述べたように地方議員や自治体職員を対象とした「ネットワークの日 (Les journées réseaux)」、エネルギー転換・連帯省と協力し、様々な自治体に出かけて実施する「Objectif 2030 : Rencontres au cœur des territoires」を実施している。そのほか、コンダ＝シュル＝ヴェゼール (Condat sur Vézère) というコミューンとのパートナーシップでは、同コミューンに住む映画監督が製作した子どもと自然のつながりについての短編映画「絆の大きな秘密 (Le Grand Secret du Lien)」と書籍「子どもと自然 (L' enfant et la nature)」により、加入自治体に対し SDGs への取組を PR している。

これらの啓発活動についてデュヴァル氏は、啓発活動がうまくいくか、自治体を説得できるかどうかという点については、やはり上のレベルで説得力のある明確な方針がないと私たちのレベルではなかなか説得できない。国連で採択された SDGs については明確で、多くの人がわかっているが、EU レベルや国レベルとなるとあまり明確ではないので、自治体に SDGs や持続可能な開発に取り組むよう説得するのが難しくなる。だから一貫性のあるグローバルな政治的意思がないと実施しにくいというのはあると述べていた。

加えて、SDGs の地域化の効果的な進め方について、SDGs とは、193 カ国がサインしたなどといった大きな話から始めると人を説得することは難しい。より小規模で具体的な人の日常の行動や仕事、SDGs という地球レベルの課題にどのように貢献しているか、そこに意義を見出すことに非常に効果がある。例えば、大工が家の断熱工事をやっている場合、断熱工事が省エネにつながり、省エネが気候変動対策につながるといった話から始めると人は説得しやすい。また、人に対し、上からやれと言うのではなく、SDGs をやってみたいと思わせることこそが非常に重要とのことであった。

4 自治体及び他団体とのパートナーシップによる SDGs 実施の取組

一般的に、人口密度が低い小規模な自治体では、少子高齢化の進展や自治体の職員数が少ない等の理由から、SDGs に限らず、最新の取組を進めることは比較的難しいイメージがある。デュヴァル氏にフランスの実状を尋ねたところ、農村部には高齢化や職業訓練のレベルが都心部に比べて低いといった格差は確かに存在しており、加えて、高齢化が進む中、人材の漏出という問題も存在するため、同協会では自治体や他団体とのパートナーシップという手段を積極的に講じることにより、その問題に対処しているという。

同協会では、直近でヌーヴェル＝アキテーヌ州のドルドーニュ (Dordogne) 県議会との間、及び Cerema との間においてパートナーシップ協定を締結した。

まず、ドルドーニュ県議会との協定は、農村自治体における SDGs 導入を促進するため、同県議会からの 3,000 ユーロの予算で、同県内の自治体に対しローカルアジェンダ 2030 の策定を促進する啓発活動を行うものであり、2020 年末に電子調印を行っている。

また、Cerema との間におけるパートナーシップ協定では、同協会の加入自治体に対し SDGs に関するプロジェクトを募集し、そのベストプラクティスをもとに SDGs の地域化の意味を立証すること、また Cerema の職員を自治体に派遣することで、コロナ禍においても SDGs への取組を進められるようにすることを目的としたものである。

同協会や Cerema といった団体同士が積極的に連携し、また自治体も同協会をはじめとする団体を積極的に活用することで、農村自治体においても様々な格差を乗り越え、SDGs への取組を進めている現状がわかる。

5 コロナ禍における SDGs への取組

最後に、2020 年に全世界で猛威を振るったコロナウイルスによる衛生危機、そしてポストコロナにおける SDGs への取組について、デュヴァル氏は、世界レベルの課題については今発見されたわけではなく、既に 1972 年のローマクラブの時には首脳レベルで手を打たなければと言われていたことである。SDGs は、これら世界レベルの課題に対する答えになると同時に、移行（transition）のツールでもある。有用な移行のツールになるためには、やってみたいと思わせるものにしないといけない。コロナ禍の今、そしてこれから難しい時期に入るからこそ、SDGs に取り組むべきと考える。私たちは皆動員し、手を打たなければならない。簡単ではないが、SDGs は重要であると述べ、コロナ禍の今こそ SDGs に取り組むべきとの見解を示した。

第3節 Cités Unies France（CUF、フランス都市連合）

この節では、国際関係、特に地方分権型国際協力に関するフランスの地方自治体の全国組織（アソシアション）である Cités Unies France（フランス都市連合、以下「CUF」という。）の SDGs への取組を紹介する³⁷。

1 概要と背景

CUF は、1975 年に創設された国際関係、特に地方分権型国際協力に関わるフランスの地方自治体の全国組織である。会員は、州や県、多くの大都市を中心とした約 300 団体であるが、国際協力を行う 4,700 を超えるフランスの地方自治体と、134 カ国で 8,150 を超える世界中の自治体との間の 10,440 のネットワークのために活動している。理事会メンバーには全仏市長会（AMF）、全仏県連合（ADF）、全仏州連合（RF）も名を連ねており、20 名からなる事務局は、地方自治体の関心が高い問題を取り扱う国内外の機関と協力し、活動している。また、SDGs に関しては、地域間のパートナーシップを促進し、2030 年までに SDGs（特に目標 17（実施手段））の地域化に貢献するために取り組んでいる。

CUF では、同じ国と交流協力を実施しているフランスの自治体を国別にまとめた「国別

³⁷ コロナ禍のため、調査は 2020 年 12 月 8 日、CUF の自治体支援・地中海地域・SDGs 担当課長であるヴィルジニー・ルケット（Mme Virginie ROUQUETTE）氏にテレビ会議にてヒアリングを行った。また、2020 年 9 月 22 日に CUF が開催した「第 11 回自治体国際フォーラム（AICT）」において SDGs に関する分科会「Les ODD et la coopération décentralisée」に参加した。

グループ」を設置しており、グループの参加自治体がお互いの経験を分かち合うことにより国際交流協力事業のさらなる発展を図っている。この国別グループは現在 20 あり、相手国の文化や社会、経済、政治状況などをよりよく理解する場として有効であり、自治体議会議員の公選職に就いている者がそれぞれ会長を務めている。例えば日本グループは、日仏双方により隔年で開催される「日仏自治体交流会議³⁸」のフランス側推進委員会と位置付けられ、会長を務めるエクサンプロヴァンス (Aix-en-Provence) 市をはじめ主要メンバーが集まる限定版推進委員会では、主に同会議開催に必要な事項が議論されている。また、すべての自治体を対象とし年に数回開かれる拡大版推進委員会では、各自治体から日本との交流の状況等について発表や質問があり、CUF や他の自治体からアドバイスがなされるなど、日本との交流に関する情報を共有する場となっている。

加えて CUF は、国際協力の分野で情報提供や助言を行い、特定の問題に対してワーキンググループを形成している。詳しくは 2 で述べるが、2018 年末に設置されたワーキンググループ「SDGs と地方分権型協力」(以下「SDGs に関するワーキンググループ」という。)もその一つである。

また、CUF は UCLG の支部であり、CUF 会員は UCLG のメンバーとなる。そのようなつながりもあり、CUF は 2018 年以降毎年、前述の SDGs に関するワーキンググループの座長を務めるデュモンテ氏が国連ハイレベル政治フォーラムに UCLG の一員として参加し³⁹、国際レベルで地方自治体の役割が認められるようアドボカシー活動を行っている。

ルケット氏によると、このアドボカシー活動は、フランスだけでなく他の地域の代表の声も伝える必要があるため、UCLG が中心となり実施しているものであり、SDGs に関する地方自治体の積極的な役割を再確認するとともに、地方自治体に対する資金を調達し、支援措置を確保することを目的としている。このように地方自治体の代表がハイレベル政治フォーラムに参加することができるようになったのは、UCLG だけでなく、他の地方自治体を代表する団体とともに協力したからであるという。

さらに CUF は、前章第 1 節で述べた「2030 アジェンダに関するフランスのロードマップ」の策定作業の際に、SDGs 達成のためのハイレベル推進委員会に国際交流協力に関わる地方自治体の代表として参加し、また、「地方自治体」ワーキンググループでは全仏市長会 (AMF) とともに共同座長を務めるなど、二通りの方法で積極的に参加した。

このロードマップ策定作業への参加は、CUF にとっても、国際協力以外の公共政策を対象とする地方自治体の団体・協会にとっても、SDGs の中心的な役割を果たしているのは国連や国のレベルではなく地方自治体だということをアピールするいい機会になったと受け止められている。そして、CUF にとってアドボカシー活動は、地方自治体の国際活動のためのものであり、地方分権型協力そのものがパートナーシップに着目している SDGs の目標 17 の一環であることを示すことを目的として行われた。地方分権型協力は、地方公

³⁸ 日仏の姉妹都市や両国の交流に関心のある自治体の首長等が一堂に会し、両国の自治体が抱える共通の行政課題や先進施策等について議論し、1 対 1 という自治体間交流の枠組を越え、多面的な自治体間交流を深めるため、2008 年から開催されている会議。2018 年 10 月には、日仏合わせて 52 の自治体に参加し、熊本県熊本市で第 6 回会議が開催された。

³⁹ 2020 年はコロナ禍のためオンラインで開催された。

共同体のレベルでは公共政策の中でも比較的重要ではないとみなされる傾向があるため、SDGs を通して公共政策の中での地方分権型協力の意義を確立し、さらに地方分権型協力により SDGs の意義を確認することが CUF にとって重要だったと認識されていた。

2 SDGs に関するワーキンググループ

2018 年 5 月、CUF 総会に示された同年の戦略において、地方自治体の関与なくして持続可能な開発はないとの CUF のメッセージが打ち出された。CUF は、党派横断的、多段階な、国際活動や分権型協力に取り組む自治体ネットワークの要であり、SDGs について、目標達成のためのパートナーシップという観点で、特に目標 17（実施手段）など SDGs の地域化に貢献する地域ごとのパートナーシップ発展のため取組を進め、国内外での会員地方自治体の SDGs に向けた活動の活性化を図っている。

こうした中、SDGs に関するワーキンググループは、2018 年 5 月、CUF 総会に参加した会員の要請により設置が決定され、同年末に立ち上げられた。

委員会とは異なるこのワーキンググループは、前出のオード（Aude）県副議長のデュモンテ氏が座長を務めるが、固定メンバーはおらず、CUF 会員である自治体は、それぞれの自治体の国際活動に関係するテーマの時など、希望に応じて会議に参加することが可能である。これまでに開催された会議には概ね 40 ほどの自治体から 70～80 人が参加している。なお、会議の運営は、CUF 事務局が技術面を担当している。

このワーキンググループの設置目的と、行うべき 4 つの作業については次のとおりとされている⁴⁰。

【設置目的】

CUF のネットワークに参加する地方自治体による SDGs に関する特定の指標やそれに適した交流プログラムの決定、また、地方分権型協力活動（自治体間国際交流）や地方自治体の国際活動の情報収集に必要な支援を行う。

【4 つの作業】

- 1 環境・連帯移行省が設置した様々なワーキンググループの作業と、フランスにおける SDGs への適応の連携を図る。
- 2 国連ハイレベル政治フォーラム、特にグローバル・タスクフォースの一環での地方自治体・州フォーラムを視野に入れつつ、地方自治体を動員するために CUF の内部において SDGs に関する活動を促進する。ワーキンググループは、フランスにおける SDGs の地域化のため、地方自治体及び州のツール（公共政策、自治体の様々な部局の連携、参加型予算と SDGs など）に関する調査、リスト作成の作業を開始し、この作業結果は Platforma⁴¹との協議のもと、UCLG の GOLD レポートに用いられる。
- 3 フランスにおいて行われている検討、実験的試み及び作業に関し、欧州及び世界的

⁴⁰ CUF, Cités Unies France et les Objectifs de Développement Durable (ODD) Activités et feuille de route 2018→2020, 2019（和訳）

⁴¹ 都市間及び地域間の開発協力を積極的な自治体、州並びに国内、欧州及び世界のアソシエーションによる汎欧州連合。EU の開発協力政策や国際活動における欧州の地方自治体や州政府の貢献を強化することを目指している。

な自治体のネットワーク（特に Platforma と UCLG）において情報を提供し、意見交換を行うとともに、それらの情報を活用する。

4 2020 年から、地方自治体が SDGs を取り入れ、実際に取り組むための指標を特定することを目的として、目標 17（実施手段）、特に以下のターゲットに関する作業を行う。

- ・ターゲット 17.9（発展途上国の能力強化）
- ・ターゲット 17.14（持続可能な開発の政策の一貫性の強化）
- ・ターゲット 17.16（マルチステークホルダーのパートナーシップの強化）
- ・ターゲット 17.17（公的パートナーシップ、官民パートナーシップ、市民社会とのパートナーシップの奨励と促進）
- ・ターゲット 17.19（国内総生産を補完する持続可能な開発に関する進捗状況の指標を作成するための既存のイニシアティブの活用と、開発途上国の統計能力強化の支援）

この SDGs に関するワーキンググループの目的は、地方自治体が抱える次の二つの課題に応えることとなっている。

一つ目の課題は、フランスの自治体の国際関係を通じて、どうやって SDGs を地域化するかということである。同ワーキンググループは、自らの地域の中でどのように SDGs を地域化し実施するか、また、例えばアフリカやアジアなど世界の他の自治体ではどのようにアプローチしているかについての考察の場であり、互いに経験を共有する場となっている。ワーキンググループを通じて、SDGs の地域化の分野では、フランスの政府や自治体よりもずっと進んでいる他国やその自治体があることが共有されたという。

二つ目の課題は、自治体の国際活動と SDGs のつながり、つまりどのような形で SDGs がフランスの自治体の国際活動を変えていくのかということである。CUF の活動は、まず他の自治体が SDGs の面でどのようなことを実施しているのか、そして SDGs をどのようにして地方自治体の国際協力という分野に生かすことができるかについて考える点に特徴があるという。

次の 3 及び 4 では、この地方自治体が抱える二つの課題について、その現状と CUF 及び SDGs に関するワーキンググループの取組について詳しく見ていきたい。

3 SDGs の地域化 (territorialisation)

CUF が一つ目の課題として挙げた SDGs の地域化について、ルケット氏の認識では、フランスではまだ進んでいない。その根拠として挙げられたのが、2020 年 9 月に CUF が開催した「第 11 回自治体国際フォーラム (AICT)」でルケット氏が司会を務めた分科会での経験である。氏が参加者に対し、各自治体における SDGs の地域化について発表を求めたところ、手を挙げる自治体がなかなかおらず、参加者からは、自身の自治体がまだ SDGs を地域化する段階まで進んでおらず、どのように地域化するか検討している時期との回答がなされたとのことである。

そのため、2 で述べた SDGs に関するワーキンググループが行うべき作業の 4 番目にあ

り、2020 年から取り掛かるとしている「地方自治体が SDGs を取り入れ、実際に取り組むための指標の特定」に係る作業は、進んでいない状況にある。その理由として、指標を特定するには各地方自治体の現状に関し膨大な分析作業が必要であり、地方自治体の理解を得た上で他のアクターとパートナーシップを組まなければ、とても CUF 単独でできる作業ではないこと、さらに、自治体により SDGs の地域化の達成状況にばらつきがある中、指標を特定する以前に、多くの自治体が自らの公共政策の中に SDGs を取り入れ、地域化を進めなければ、指標を特定する段階に移行できないことがある。CUF では、指標の特定を長期的な目標として捉えている。

CUF は国際関係、特に地方分権型国際協力に特化した自治体の全国組織であるため、SDGs に関し、自治体に対して具体的に何らかの支援措置を設けることを使命としていないが、自治体の SDGs の地域化の取組に対し、次のような活動をしている。

まず、SDGs に関するワーキンググループが行うべき作業の 3 番目にもあるように、フランス及び他国におけるグッドプラクティスの共有である。

これについては、同ワーキンググループに参加する自治体の実践のケースをすべて把握し、収集して、グループ内で共有する。さらには、CUF 内だけでなく、他の国際的な団体等とともに、他国の自治体のグッドプラクティス等を蓄積して共有し、グループ内でさらに共有する。そうすることで、フランスの自治体がどのように SDGs の地域化を進めるべきかわからない場合、フランスの他の自治体及び他国の自治体の情報や経験の共有がその手助けとなっている。

さらに CUF は、一年ほど前から、自治体における SDGs の地域化を支援する団体等のアクター、支援の内容、金銭面での支援措置の有無などの情報提供も自治体に対し行っている。

また、SDGs に関するワーキンググループでは、各自治体の国際関係担当議員に対し、自治体の国際関係の計画の中に SDGs を取り入れるようアドボカシーも行っている。

4 自治体の国際活動と SDGs のつながり

次に、CUF が二つ目の課題として挙げた自治体の国際活動と SDGs のつながりについてである。SDGs に関するワーキンググループ座長のデュモンテ氏は、自治体の国際活動と SDGs のつながりについて次のように述べる。国際交流協力との関係で言うと、SDGs はあらゆる国の共通言語である。国により異なる文化、視点、状況又は規範等を超えて、対等の立場で相互的に実施できる共通のプロジェクトは何か、国際交流協力がフランスの地域にもたらすものは何かといったことを考えるための共通の手法と指標になり得る。それぞれの国際交流協力事業に SDGs に基づく独自の指標を設けることで、プロジェクトの評価がお互い対等の立場でできるようになるという。

一方で、フランスでは歴史的な背景からアフリカの国との間の南北型の国際交流協力が多いため、地方分権型協力という話が出る度に、相手の自治体には何らかのメリットがあるが、フランスの地方自治体にとってのメリットはないのではないかということも問題点として挙げられやすい。この点についてルケット氏は、SDGs は MDGs と違い、発

展途上国、先進国にかかわらず、皆のための普遍的な目標である。例えば、いかにして住民がきれいな水や下水サービスにアクセスできるかは、ストラスブールであろうとトンブクトゥであろうと皆が抱えている課題の一つであるように、国により進捗状況は異なるとはいえ抱えている課題は同じであり、皆が SDGs から同じ効果を得ることができる。そこで、どうすればフランスの自治体が相手の自治体を助けることができるかと考えるのではなく、どうすれば双方の自治体が水へのアクセスを改善できるかを見方を変えることで、地方分権型協力がフランスの自治体にもたらす SDGs 上の効果も見えてくるとしている。

さらに氏は、フランスは、この地方自治体の国際行動と SDGs のつながりの分野では、その考え方も含めて他国に比べ少し遅れをとっているという。

UCLG では4年前に教育研修部門が設置され、そこで地方自治体又は団体の職員などに対する研修を行い、その研修を受けた人たちが地方自治体に行き SDGs について教えるという取組を行っている。CUF は、その教育プログラムのうち地方分権型協力と SDGs の関係に関するプログラムについて、UCLG とパートナーシップを組み、作成に関わっている。

その教育プログラムを作成するにあたり、CUF では、世界で SDGs が自治体の国際政策の中にどのように取り込まれているかについて調査したが、この調査結果をいかにして自治体が自分のものにできるかがこれからの課題とされる。今後 CUF では、この調査結果をもとに、自治体を対象とした「トレーニングアクション」と呼ぶ訓練を展開する予定である。具体的には、一つの自治体につき1～2日かけて担当部局等との会合を開き、SDGs の面でどこまで進捗しているかを調べた上で、その自治体を対象とした研修とその研修の成果をどのようにアクションに変えるかまでをプログラムにするものである。

5 コロナ禍における SDGs への取組

2020 年、フランスでは、コロナ禍のため日程が延期されるなどの紆余曲折を経てコミュニケーション議会議員選挙が実施され、多くのコミューンで新しい首長が就任した。ルケット氏によると、環境派市長の台頭というのも一つの要因であるが、新たに就任した首長と接する中で、コロナにより内向きになるのではなく、逆に国際的な事情についてもっと知りたいと意欲を示す方が増えるなど、SDGs が重要な課題として捉えられていることを強く感じるという。それは、持続可能な開発に対する意識の変化ももちろんあるが、世界のコロナ禍の現状により様々な課題が浮き彫りになるとともに、自分の地域の中で起こっていることが、数千キロ離れている場所で発生していることとつながっているという意識が非常に強くなり、数千キロ離れているところとも一緒に動かないと解決できないという意識が生まれるなど、SDGs に対し、関心というより、むしろ意欲が出てきているようだという。

そのため、コロナウイルスによる衛生危機に直面している今、CUF が取り組む国際関係における SDGs への取組もまた、後退するのではなく、これまで以上に意欲的になっているという。

また、前述したように CUF がフランス側推進委員会を主宰するなど会議開催の重要な役割を担っている「第7回日仏自治体交流会議」は、当初 2020 年に開催を予定していた

がコロナ禍のため延期を余儀なくされ、2022 年に仏南部のエクサンプロヴァンス市で開催を予定している。第 7 回会議のメインテーマは、SDGs を共通の物差しに、日仏双方の自治体が直面するポストコロナの世界における包摂的で持続可能な地域のためのイノベーションに注目するものとなっている。コロナ禍を経て、日仏の自治体が SDGs を見据えた地域づくりの議論をどのように展開するのか、期待される。

第4章 フランス自治体の先進事例

前章で述べてきたように、フランスでは自治体の権限等により大部分の SDGs 実現の具体的手段が地方自治体レベルに属している等の理由から、SDGs の地域化が重要とされる。第2章第1節で述べたとおり、フランスの国レベルの SDGs の適用作業は 2017 年からと比較的最近だが、フランスの地方自治体の中には、1992 年に地球サミットで採択されたアジェンダ 21 への取組を活かし、2030 アジェンダ採択後すぐに SDGs への取組を独自に進め多くの実績を挙げている自治体や、直接 SDGs のためと銘打たずとも、進めてきた施策が SDGs の達成につながっている自治体などがある。本章では、ジロンド県、パリ市の事例を紹介したい。

第1節 ジロンド県の取組

この節では、フランスにおいて地方自治体の先進事例として取り上げられることが多いジロンド（Gironde）県の SDGs への取組について、調査を中心にまとめる⁴²。

1 概要と背景

ジロンド県は、フランス南西部のヌーヴェル＝アキテーヌ州にあり、州・県庁所在地ボルドー（Bordeaux）市を有する。面積 9,975.6 km²、人口 158 万 3,384 人（2017 年）で、フランス本土で最も広い県である。

同県において持続可能な開発やアジェンダ 21 への取組が積極的に進められた背景として、まず、元県議長のフィリップ・マドレル（M.Philippe MADRELLE）氏が、ジロンド県の住民の満足感（bien être）は地球レベルでの共同の充実感がなければ達成できないとの考えを持ち、政策を推進するリーダーシップがあったこと、また、1998 年頃からの地方制度再編の動きによりコミュン間広域行政組織⁴³が新たに設置される際、ジロンド県では、県と広域行政組織との関係を持続可能な開発をベースとして考えたことによるところが大きいとされる。

具体的には、当時の地域定着促進政策担当副議長が主導して 2004 年からアジェンダ 21 への取組を始め、2005 年にはローカルアジェンダ 21 評議会を組織、2008 年にはジロンド県内 70 自治体と 300 人以上の官民関係者が参加して最初のローカルアジェンダ 21 を策定した。

⁴² コロナ禍のため、調査は 2020 年 10 月 21 日、ジロンド県 Mission Agenda 21 の責任者であるジュリー・シャボー（Mme Julie CHABAUD）氏に電話にてヒアリングを行った。

また、Comité21 が 2019 年に発行したフランス自治体向けガイド「Pour l' appropriation de l' Agenda 2030 par les collectivités françaises」に掲載されている同氏が執筆した「すべての人々の満足感のために SDGs への貢献を増やす地方自治体（une collectivité territoriale qui amplifie sa contribution aux ODD pour le bien-être de toutes et de tous）」を参照した。

⁴³ フランスでは、合併がなかなか進展しない反面、広域行政組織の方式が広く利用され発展してきた。組織形態は連合型と組合型があり、連合型にはメトロポール、大都市共同体、都市圏共同体、コミュン共同体、新都市組合がある。広域行政組織自体が独自の税源を持ち、法によって規定された一定の義務的権限を与えられ、課税権を有する公施設法人（EPCI à fiscalité propre）とされる。

2 2030 アジェンダ採択後の SDGs への取組と「共同責任」

アジェンダ 21 への取組の実績と経験を活かし、2015 年 9 月に 2030 アジェンダが国連で採択されるとすぐに、ジロンド県は県の政策のために 17 の SDGs の検討を始め、各副議長は所管行政に関連する SDGs を特定した。

ジロンド県 Mission Agenda 21 の責任者であるシャボー氏によれば、ジロンド県では、17 の SDGs の中で特に優先的に取り組むものを限定しておらず、すべての施策を SDGs に照らし、どのように SDGs に貢献しているかを検討した上で総合的、統合的、体系的に策定、実施している。

ただし、フランスでは各行政レベルにそれぞれの事務と権限が配分され、県レベルでは連帯 (solidarité) や地域格差是正 (cohésion territoriale) といった社会的課題に権限が特化している。この場合、権限上、どうしても SDGs の目標 1 (貧困)、目標 8 (成長・雇用)、目標 10 (不平等) に優先的、重点的に取り組むことになる。しかし、これら県の権限に係る SDGs に重点的に力を入れても、他の SDGs と両立しているか、矛盾していないかを総合的に見て確認し、他の部門に悪影響がないよう注意しているという。

また、2030 アジェンダ採択後のアジェンダ 21 と 2030 アジェンダの連関等の作業においては、県のみならず、様々なアクターが参加している。加えて、同県が 2018 年から毎年開催している「ジロンド県は考案する！ (La Gironde s' invente !)」という持続可能な開発をテーマとした地域関係者ネットワークの会合には、約 200 の市民団体が参加し、ワークショップ等を通して新たなアプローチで地域の計画や政策を考え直し、今必要な解決策を見つける試みが行われている。この「ジロンド県は考案する！」は、以前設置していたアジェンダ 21 評議会などの県主導の会議ではなく、県も含め対等な立場で、団体、協会、様々な政府の組織、企業、市民など多様なアクターが話し合うことができる場 (シャボー氏の言葉を借りると「cousinade (いとこの集まり)」) となっている。

ジロンド県では、これまで県だけがどれほど一生懸命やっても結果が限られるケースがあったため、関係者全員でテーブルを囲み、力を入れていかなければならないという認識から、2014 年からのローカルアジェンダ 21 第 3 幕より「共同責任」の概念を導入した。

「共同責任」とは、全員で責任を分かち合うこと、即ちすべての関係者に責任の取り分があるということであり、Mission Agenda21 ではこれを「共同責任のスパイラル」という図に表している。また、戦略を講じるため、ジロンド県は「責任計算シミュレーター」というツールを導入し、各関係者が自分の責任の取り分 (どこからどこまでが自分の責任なのか) を把握できるようにしている。

その上で、ジロンド県のスタンスとしては、もちろん県も自らの責任を負うが、それだけではなく県域の中で弱いところがあれば、そこに優先的に力を入れる。その際、県の権限に直接関連している分野、及び県に共同的な権限がある分野においては、県自ら施策を実施するが、県に直接的な権限がない分野では、県はコーディネーター (調整役) の役割を担うとのことである。

例えば、ジロンド県では、耕地はたくさんあるが主にブドウ畑か森林であり、野菜など食料の栽培のために使われている耕地の割合は非常に少なく、「食料」の面が脆弱であるこ

とがわかった。そのため、目標 2（飢餓）は県の権限にはないが、「食料」を第 3 幕の優先的な課題にし、他の関係者（消費者、生産者、加工する人、流通する人）のすべてを動員し、取り組んだという。

このように、ジロンド県では「共同責任」の概念によりすべてのアクターを動員することで、県の権限の有無に左右されず地域の課題に対処し、17 の SDGs に総合的、統合的、体系的に取り組んできたことがわかる。

3 ローカルアジェンダ 21 第 4 幕の採択

2018 年 12 月、ジロンド県では、2018 年から 2021 年までの期間を対象としたローカルアジェンダ 21 第 4 幕が採択された。総会において全会一致で採択された報告書のタイトルは、「2030 アジェンダ、すべての人々の快適さのために SDGs に対するジロンド県の貢献を増大。社会的、環境保護型、参加型イノベーション・ガバナンス戦略⁴⁴」である。

2030 アジェンダに対応する地域計画⁴⁵の名称がローカルアジェンダ 21 第 4 幕とされていることからわかるように、ジロンド県では 2030 アジェンダはアジェンダ 21 から継続するものとして捉えている。シャボー氏によると、これまでは国レベルの基準・目標に向けアジェンダ 21 に取り組んできたが、アジェンダ 21 の続きとして、2030 アジェンダに対しより大胆で新しい目標を設定し、より早くそれらを達成しようという新議長の判断により、第 4 幕への取組が促進されたという。

また、第 1 幕、第 2 幕は、行動計画によりアジェンダ 21 を実施し、フォローアップして評価するという方法をとったが、どんなに良い行動を実施し、地域レベルの評価により指標の面でとても良い結果を得ても、現場の状況は悪化し続けていたとの指摘があったという。そのため、ジロンド県では第 3 幕以降、行動ではなく変化（transformation）に焦点を当てている。2030 アジェンダのサブタイトルも「私たちの世界を変える」であることから、第 4 幕においても地域の課題に見合う変化を目指しており、第 4 幕の取組については、2021 年の県議会選挙後に選出される議長と一緒に評価することが見込まれている。

4 Mission Agenda21 が促す部局横断的な取組とそのツール

シャボー氏が責任者を務め、ジロンド県で SDGs を推進する Mission Agenda21 は、事務総局の管轄下に置かれた 10 人ほどの少数のチームである。その役割は、他の部署に縦割りではなく、より部局横断的に活動するよう促すこと、そのためのツールを渡し、県で実施されているすべての政策が SDGs に取り組むようにすることだという。シャボー氏は、「Mission Agenda21 とは大きなツールボックス」と表現している。

ジロンド県で既に実施された部局横断的な政策は数多く、一例を挙げると、エネルギー移行、公共調達、食料に関する政策、デジタル移行などがある。また、同県では、元々あった施策等に SDGs をラベリングするだけではなく、すべての SDGs を総合的に考え、ある目標が取り残されることのないよう公共政策を変化させて SDGs を取り入れている。

⁴⁴ 原題《Agenda 2030, amplifier la contribution girondine aux ODD pour le bien-être de toutes et de tous. Stratégie de gouvernance de l'innovation sociale, écologique et participative》

⁴⁵ 環境のための国の取組に関する 2010-788 法第 253 条が規定する持続可能な開発の地域計画

SDGs への貢献の見直しは、持続可能な開発に関する年次報告の策定過程で、4月から9月の6ヶ月前後にわたって行われる。15名の各行政分野を担当する副議長は、所管行政に関連するSDGsの目標を特定し、毎年、行政分野ごとの政策評価をその各目標に即して行っている。例えば、2019年の持続可能な開発に関する年次報告の中で、地域経済等担当第4副議長は、所管する県のCO₂排出削減や有機農業促進等の施策において、SDGsの目標ごとにどのような成果・進展があったかをそれぞれ評価し、成果が大きいものから間接的なものまで、関連する16のSDGsで効果があったことを報告している。この持続可能な開発に関する年次報告は公開され、同県のSDGsの達成度合についてすべての住民に対する報告にもなっている。

(図4-1) 2019年持続可能な開発に関する年次報告の例(地域経済等担当第4副議長の報告より抜粋)⁴⁶



出典：ジロンド県「Rapport de redevabilité 2019」

また、ジロンド県では、政策立案や既存の政策の見直しの際、それぞれの政策はSDGsのふりいにかえられる。例えば、上水道施策に関しこの方法が適用され、どのようにしたら目標6（水・衛生）だけでなく上水道施策がすべてのSDGsに貢献できるかという問題が提起されたという。その結果、ジロンド県では上水道施策においてすべてのSDGsに取り組むこととなり、既に実績を挙げている。

⁴⁶ ジロンド県, Rapport de redevabilité 2019

[<https://www.gironde.fr/sites/default/files/2020-12/RapportRedevDD2019.pdf>]

(最終検索日：2021年6月27日)

現在、ジロンド県が SDGs に関連し開発した独自の政策評価・決定手法などは、先進事例として他の自治体にも広く紹介されている。シャボー氏によれば、Mission Agenda 21 は、具体的で実用的なツールの提供を目指しており、またそのツールを通して、普段は自身の周りの環境だけしか見ていない人達に対して、普段の環境を出発点としてさらに広く世界を見て、SDGs に目を向けてもらうことを目標としているとのことである。

例として、同県が開発した「SDGs マンダラ」が挙げられる。これは、住民や様々な関係者を対象とし、各 SDG 達成のために優先課題やより良い効果が得られるアクションを考えるためのツールであるが、単に理論的なものではなく、例えば地域の議員や自治体の様々な部署の職員と話し、一緒に考え、一時間半かけてマンダラを作るものとなっており、まさに Mission Agenda 21 の目指すツールとなっている。

【参考：SDGs マンダラ】

SDGs マンダラとは、行うべきアクションが SDGs に対し、よいインパクトをもたらしているかどうかを知ることが目的としている。マンダラの中央に、行われているアクションを書き、それが目標と照らし合わせてよいインパクトをもたらしていると判断される場合は、緑の○をチェック、悪いインパクトをもたらしていると思われる場合は赤○をチェック、いずれのインパクトももたらしていない、わからないと考えられる場合には、オレンジの○をチェックする。

そして、マンダラの端の部分に、目標達成のために、どのようにアクションを行えばよりよいインパクトが得られるか、といったことや優先課題を書き込めるようになっている。

(図 4-2) SDGs マンダラ⁴⁷



⁴⁷ ジロンド県 HP [<https://www.gironde.fr/sites/default/files/2019-07/Mandala%20ODD.pdf>]
(最終検索日：2021 年 3 月 8 日)

5 コロナ禍における SDGs への取組

最後に、2020 年に全世界で猛威を振るったコロナウイルスによる衛生危機における SDGs への取組について、シャボー氏は、今まで少し遠く、抽象的だと考えられていた地球の課題や将来の世代、持続可能な開発の概念が、コロナ禍において具体的、現実的に姿を現してきたという。コロナ禍により、住民も、意思決定者も、全員が積極的な関係者になり、いかにすべてがつながっているか、いかに私たちが弱い立場にいるかということを実感させられ、衛生の面での脆弱さは、生活に直結する食料にも、雇用などにも影響が出ている。このように持続可能性といった抽象的な概念が現実的、具体的な課題になったという点で見れば、この衛生危機は SDGs に関しては非常にいい出発点になったといえると、氏は肯定的な見方を持っていた。

一方で、最近国連において、SDGs に関する取組は、その必要性に比して緊急性の面でまだ様々な取組が不足しているということが言われているため、これからどう取り組むかは課題である。ジロンド県においては、この衛生危機を受け、ローカルアジェンダ 21 の行動計画や政策の変更をまさに今実施しているところであり、県では、貧困が重大化し、連帯の分野における歳出も非常に増加している今こそ、様々な政策を SDGs の観点から考え直す必要があるとしている。

第2節 パリ市の取組

SDGs の達成は、2030 アジェンダ採択と同じ 2015 年に、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）にて採択された「気候変動に関するパリ協定（以下「パリ協定」という。）」への取組とも密接に関わっている。国連の報告では、2030 アジェンダとパリ協定には、気候変動自体もさることながら、SDGs の目標 7（エネルギー）や目標 15（陸上資源）への取組が温室効果ガス排出量削減に直接的影響を与えたり、逆にパリ協定に則った取組による気候変動の緩和は、SDGs の目標 1（貧困）、目標 9（イノベーション）、目標 11（都市）の達成に貢献したりと、幅広く相関関係があるとされている⁴⁸。

この節では、パリ協定に基づく気候変動への取組が SDGs 達成に好影響を与えている例として、COP21 の開催地であるパリ（Paris）市の取組について、コロナ禍における施策も含めまとめる。

1 概要と背景

パリ市は、イル＝ド＝フランス（Île-de-France）州に所在し、面積 105.4 km²、人口 218 万 7,526 人（2017 年）のフランスの首都である。

同市は、SDGs に関連する取組として、目標 13（気候変動）に関し、環境対策に非常に熱心に取り組んできた自治体である。イダルゴ現パリ市長は、C40（気候変動対策に取り組む世界 96 都市により構成される都市ネットワーク）の議長を 2016 年から 2019 年まで

⁴⁸ 国連 HP [<https://sustainabledevelopment.un.org/?page=view&nr=1632&type=230&menu=2059>]
（最終検索日：2021 年 9 月 18 日）

務め、世界各都市における環境面での取組を牽引してきた。

同市のパリ協定や SDGs に関する取組の数々は、SDGs 達成にも好影響を与えており、2019 年に SDSN などが発表した欧州都市の SDGs に関するレポート（SDG Index and Dashboards Report for European Cities⁴⁹）では、45 都市中 7 位にランクインしている。

2 パリ協定採択後の気候変動に関する取組

パリ市は、パリ協定採択後、同協定の目標を達成すべく、2007 年に策定し 2012 年に改訂された「パリ気候計画（Plan Climat Paris）」を 2018 年に再改訂し、より野心的な新たな目標を定めた。2050 年までに達成すべき目標として、エネルギー消費量を 2004 年比で半分に削減し、再生可能エネルギーの 100 % 利用によるカーボンニュートラルの実現を目指すとともに、同計画においては 2030 年までに実施すべき建築物、交通、エネルギー、廃棄物、生活環境等、様々な分野における約 500 の政策と、2050 年にあるべきパリ市のビジョンが示されている。

これらの目標達成に向け、パリ市では現在様々な政策を実施している。いくつか例を挙げると、まず、公共交通機関の利用促進を目的とした「低排出区域（ZFE : zone à faibles émissions）」の設定による車両走行規制⁵⁰の実施がある。

同市は、市内の車両走行を規制することにより低公害の車への買い替えと他の移動方法の利用を促すことを目的として、2017 年 1 月 15 日にフランスの自治体で初めて低排出区域を定めており、市を取り囲む環状道路の内側全域、ほぼパリ市全域が低排出区域⁵⁰に指定されている。市は 2017 年に低排出区域を設定して以来、市内を走行できる車両の規制基準を段階的に引き上げており、2022 年には排出ガスレベル認定ステッカー⁵¹ Crit' Air 3 の基準レベルに適合しない車両は、指定の曜日と時間帯の走行はできなくなるとされている。

次に、再生可能エネルギーの活用を目的とした「地中熱の利用」である。

2017 年、パリ 17 区に位置するクリシー・バティニョル・エコ地区（écoquartier Clichy-Batignol）⁵²に地中熱利用施設が設置された。同施設では、パリ水道公社（Eau de Paris）⁵³が地下約 650 メートルの帯水層から揚水した 30 °C の地下水がヒートポンプで熱交換されてパリ都市暖房会社（Compagnie parisienne de chauffage urbain）⁵⁴に売却されており、パリ都市暖房会社はそれを熱源として、同エコ地区に暖房と温水を供給している。同施設により、このエコ地区の 7,500 人の住民（3,400 世帯）が使用する暖房と温水の需要の 83 % が賄われている。

⁴⁹ SDSN・Telos, SDG Index and Dashboards Report for European Cities,
[<https://www.sdgindex.org/reports/sdg-index-and-dashboards-report-for-european-cities/>]
(最終検索日: 2021 年 9 月 18 日)

⁵⁰ 一定の排出ガス基準を満たさない車両の走行が、終日あるいは特定の時間帯に禁止されている区域

⁵¹ 自動車登録証に記載された情報に基づいて交付される、車両の大気汚染物質の排出量の証明書。ステッカーは、車両の種類、燃料の種類及び初度登録年月日により、6 つのレベルに分けられ、レベルごとに色が異なっている。

⁵² 持続可能な開発目標を考慮した都市整備が行われ、エコロジー転換省による認証ラベルが付与されている地区

⁵³ パリ市の水道事業の運営主体である商工業的地方公施設法人

⁵⁴ パリ市から熱供給事業の業務委託を受けている地方公営企業

また、車以外の移動手段の利用を促進するための公共空間整備に関する施策として「パリは呼吸する（Paris Respire）指定区域」がある。

「パリは呼吸する指定区域」は 2003 年から指定が開始され、現在 20 存在する。車両の通行を制限することで CO₂排出を削減し、市民に静かな公共空間を共有してもらうことを目的とした区域である。指定区域では原則、週末と祝日に車両乗り入れが禁止され、歩行者天国⁵⁵となり（時間帯は、指定区域により異なる。）、パリの中心部（1 区、2 区、3 区及び 4 区）とシャンゼリゼ大通りは、毎月第 1 日曜日の 10 時から 18 時までの時間帯が歩行者天国となるものである。

（写真 1）「パリは呼吸する」指定地区を示す貼り紙⁵⁶



写真提供（Crédit photo）：Association Paris sans Voiture

さらに、住宅関連の施策として「集合住宅のエコ改修支援」がある。

フランスにおいて初めて建築物のエネルギー消費の向上に関する規制が制定されたのは 1974 年であり、パリ市内の住宅の 75 %を占める民間の集合住宅の 90 %は、この規制以前に建てられたものであるため、これらの住宅のエネルギー消費効率の改善は同市の重要な課題である。同市は、2016 年に集合住宅の改修に技術的・財政的支援を図るため、「パリをエコ改修しよう（Eco-rénovons Paris）」と呼ばれる支援制度を創設し、集合住宅の省エネ改修工事計画の決定や業者の選定、また受けられる財政支援に関してアドバイスを行っている。

これらの施策のほか、同市は、パリ気候計画の実施の一環として、市内の企業との協力を目指し「パリ気候行動憲章（Paris Action Climat）」を策定している。同憲章が誕生したのは 2012 年であるが、2018 年のパリ気候計画の改訂に伴い、憲章も改訂された。同憲章の署名企業は、自らの取組に関する誓約の度合いにより、プラチナ、ゴールド及びシルバーの 3 つのレベルに分けられる。企業活動による CO₂排出量の削減の目標等、具体的な取

⁵⁵ 歩行者天国の時間帯は、歩行者のほか、自転車、ローラースケート及びキックスケーターによる通行も認められる。

⁵⁶ Paris sans voiture HP [https://www.parissansvoiture.org/]
（最終検索日：2021 年 8 月 12 日）

組は定めないが、エネルギーや気候に関し貢献している企業のネットワークに参加することで情報を得て、自らの行動に繋げたい企業にはシルバーレベルが認められるのに対し、ゴールドレベルは、選択した SDGs に関して質的、量的目標を定め、それらの目標達成のための行動を取る企業にしか認められない。また、プラチナレベルの企業として認められるためには、ゴールドレベルに必要な条件を満たしているだけでなく、パリ市の 1.5°C 戦略（パリ協定に基づき温度上昇を抑制することを目的とした戦略）に貢献するために、2030 年に向けた気候変動対策実行計画を策定しなければならない。同計画には 2～5 年間における、企業活動により排出される CO₂等の温室効果ガスの量の削減に関する数値目標が含まれる。

これら 3 つのレベルは、それぞれの企業の取組に対して付与されるラベルともなり、企業にとっては気候変動と 1.5°C 戦略への積極的な貢献をアピールすることができるものである。また、憲章の署名企業は「署名者クラブ」の会員として、経済活動分野別に情報交換を行うほか、年に 1 回開かれる総会に参加し、取組にあたって必要とされるツールや、年に 3、4 回開催されるテーマ別会議で扱うべき問題等について意見交換を行っており、これらの会合は署名企業の密接な関係構築に役立っている。これまでに同憲章に署名した企業・団体の数は 65 にのぼり、3 社がプラチナレベルのステータスを有している。

3 コロナ禍における SDGs への取組

コロナ禍において、2020 年 3 月 17 日からのフランス全土での最初の外出制限令施行の際、パリ市において数々の環境改善の効果が得られたことが確認された。例えば、自動車の交通量減少や産業活動の後退により窒素酸化物の排出量が 60%以上減少し、パリ市を含むイル・ド・フランス州において大気の質が約 20～30%改善したことが報告された。また、大気以外にも、交通量の減少が幹線道路付近の騒音を 5～10dB 低下させ、夜間の騒音も 9 割近く低下した。また、オフィスや店舗の閉鎖により、地区によっては水の消費量が 1 日あたり約 20%、パリ市内では、電力消費が 1 日あたり約 20%、都市ガスの使用量が 1 日あたり約 10%それぞれ減少した⁵⁷。さらに、人がいなくなった街では野生動物の活動が活発化し、パリ市内でもマガモが環状高速道路沿いや街路を歩き、キツネやテンが姿を見せる様子が報じられた。これらは、従前よりパリ市が育んできた環境対策の土壌が、コロナ禍における外出制限をきっかけとした環境の改善というプラスの影響の増幅につながったともいえるかもしれない。

そのような中、パリ市は、同年 5 月 11 日からの外出禁止令の段階的解除にあたり、解除後に実施する一連の措置を定めた外出禁止解除計画を策定し、その中には全長 50 km の暫定的自転車専用レーン（通称「コロナピスト」）の整備が定められた。

元々同市は、2015 年に策定した自転車計画（Plan Vélo）において、2015 年から 2020 年にかけて市内の自転車専用レーンを全長 700 km からその倍の 1,400 km に延長するとともに、10,000 台分の駐輪スペースを新たに設置するため整備を進め、市内の移動全体に

⁵⁷ パリ市 HP [<https://www.paris.fr/pages/quand-le-coronavirus-fait-baisser-la-pollution-de-l-air-les-nuisances-sonores-et-la-consommation-d-energie-7702>]
（最終検索日：2021 年 9 月 18 日）

占める自転車の利用率を5%から15%に引き上げることを目指しており、コロナ禍前には全長1,018 km（2020年1月のデータ）の自転車専用レーンが整備されていた。そこにコロナ禍という要因が加わり、感染症対策で社会的距離を確保するため、公共交通の混雑を緩和する一方で環境負荷の高い自動車通勤の増加を抑制し、自転車の利用者を増やす施策がとられたものと思われる。このコロナピストは、その後、全長10 kmに及ぶ7箇所が追加で設置されることが発表され、先に整備されたコロナピストのうち既に45 kmは恒久化整備も完了している。また、駐輪スペースについても、同年5月時点で収容台数約6万台分のスペースが整備された。

これらの施策により、パリ市内における自転車の利用者は大幅に増加し、アソシエーション「自転車と地域（Vélo & Territoires）」によると、外出禁止令が解除された2020年5月から8月までの期間では前年同期比で71%増とされる。また、パリとその周辺のコミューンのシェアサイクルサービスであるヴェリブ（Velib'）の年間利用登録者数も、同年9月には40万人（うち45%が女性利用者）を超え、同月4日の利用回数が209,000回を超えるなど、これまでの最高を記録した。

（写真2）自転車専用レーンが拡幅され、以前より自転車の通行量が増えた印象のあるリヴォリ通り（2020年5月）



また、パリ市は、2020年5月よりコロナ禍における歩行者間の社会的距離の確保のため、モンパルナス駅やムフタル通りの周辺、フォーブール・サン・ドゥニ地区、商店が集まる特定の通り、また学校や公共施設の周辺に位置する約30の通りにおいて、車両乗り入れ禁止、駐車スペースの使用禁止による歩道の拡張、並びに車の走行速度が時速20 km以下に制限された歩車共存道路の整備も実施した。

これらの施策は、コロナ禍を受けた社会的距離が必要な社会において、かえって自動車交通が増える可能性もある中で、SDGsの目標3（保健）とともに大気汚染対策としての目標13（気候変動）を複合的に捉えて取り組まれているものといえる。

おわりに

このレポートでは、世界の SDGs 達成度ランキング 2020 で世界 4 位の達成度を誇るフランスで、SDGs に対し、どのような取組が進められているかについて調査を進めてきた。

フランスの国レベルでの SDGs の適用作業の開始が 2017 年からと比較的遅く、「2030 アジェンダに関するフランスのロードマップ」も 2019 年 9 月 20 日に採択されたばかりという事実に触れたときは、なぜフランスの SDGs 達成度が高いのか、その理由が判然としなかった。しかし、調査を進める中で、地域により差はあると言えど、フランスには、地域のアクターを総動員して取り組むなど、アジェンダ 21 を通してこれまで培ってきた手法を活かし、独自に SDGs への取組を進める自治体が存在すること、またそのような自治体を第 3 章に挙げた SDGs の地域化において重要な役割を担うアソシアシオンがサポートしていることなどがわかり、フランスでは国レベルでの取組や国の主導を待たずとも、2030 アジェンダや SDGs に地域主導で取り組める土台がある程度整っていたのではないかと考えるに至った。それは、Association Nationale Notre Village やジロンド県へのインタビュー調査で実感したところである。また、そのように既に整った土台ができるほど、フランスではアジェンダ 21 の段階での取組が、政府によるものも含めて充実していたといえる。

加えて、SDGs の地域化が SDGs 達成において重要であるという認識は、インタビュー調査や会議への参加の際に、すべての関係者から共通して聞かれ、その重要性が既に浸透していることも地域主導での取組を実施しやすくしているのではないかと考える。

さらに、このレポートでは Comité21、Association Nationale Notre Village、CUF の 3 つのアソシアシオンを取り上げたが、SDGs の地域化においてこれらのアソシアシオンの存在は非常に大きい。フランスの人口は日本の約半分であるにも関わらず、基礎自治体であるコミューンの数は 2020 年 1 月 1 日時点で 34,968 と日本の市町村よりはるかに多く、またその規模も非常に小さい。そのため、自治体組織の規模も小さく、職員の数にも限りがあるが、こうしたアソシアシオンなどのサポートや情報提供を受け、ツールを利用することで、SDGs の地域化に力を入れやすいということは、自治体にとって大きな利点だと思われる。

2020 年に世界中で猛威を振るったコロナ禍にあって、不平等などさまざまな課題が噴出し、あらためて SDGs の必要性や、さらには SDGs の目標が相互に影響することから分野横断的に取り組むことの重要性が明らかになった。

フランスにおいては、ここまで述べてきたようにアジェンダ 21 などへの取組で得た土台を活かして SDGs への取組を進めたり、例えばパリ協定に基づく気候変動への取組など、個別に進めてきた施策が SDGs の達成につながっている自治体が多くある。また、2020 年 6 月のコミューン議会議員選挙では、SDGs にも重点を置く環境政党、ヨーロッパエコロジー・緑の党（EELV :Europe Écologie – Les Verts）が躍進し、同党の市長が多くの大都市で誕生した。CUF のルケット氏によれば、環境政党に限らず多くの新市長が SDGs への取組に意欲を見せているともいう。これらの自治体と今後ロードマップに基づき本格化

する政府の取組とが相まって、他の自治体に **SDGs** への取組が広がり、さらに国の取組をブラッシュアップするといった相乗効果も期待される。

翻って、日本の自治体における **SDGs** の取組を見ると、国による **SDGs** 先進自治体の促進施策も進められ、**SDGs** の推進を施策展開の柱の一つとするといった自治体も見られる。また、国として脱炭素目標を大きく掲げ、気候変動を中心とした取組の必要性も増している中、今後 **SDGs** を自治体の現場にどう生かし、実現していくのか、**SDGs** の地域化は日本全体で見ても **SDGs** をお題目に終わらせない、日本の自治体の重要な課題である。

こうした中で、フランスの取組を見ると、次のような取組が注目に値する。

- ・ **SDGs** が分野横断的な目標で相互に関連していることを踏まえた自治体の部局横断的な施策実施や評価といった総合的取組
- ・ コロナ禍後に暫定ながら急速に整備された自転車専用レーンのように、目に見える **SDGs** も睨んだ具体的施策の実施
- ・ 行政だけでなく地域の様々な主体を巻き込んだ一体的な取組
- ・ 小規模な自治体も含め、**SDGs** の地域化の横展開を支えるアソシアションなど全国的な組織の取組
- ・ 何より様々な活動を通じた **SDGs** の重要性を市民まで共通認識とする取組

これらの点は、これからの日本の自治体における **SDGs** の地域化、**SDGs** を自分事とし、実効ある取組とする上でも重要な観点となると思われる。

2030 年まで残り 10 年を切った今、日本の自治体における **SDGs** の地域化の取組にあたって、フランスの自治体における取組を調査した本稿がその一助となれば幸いである。

最後に、本稿を執筆するに際して調査にご協力をいただいた **Association Nationale Notre Village** のクロード・デュヴァル氏及びセリーヌ・ピノー氏、**CUF** のヴィルジニー・ルケット氏、ジロンド県のジュリー・シャボー氏をはじめ本稿に関わってくださったすべての皆様に、この場を借りて改めて御礼申し上げ、結びとしたい。

参考文献

○外務省 HP

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/2001sdgs_gaiyou.pdf)

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html>)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs/p_mdgs/index.html)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/12_hakusho_pdf/pdfs/12_k03.pdf)

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000101402.pdf>)

○首相官邸 HP

(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/>)

○内閣府 HP

(https://future-city.go.jp/data/pdf/sdgs/sdgs_bk.pdf)

○「Sustainable Development Report 2020」CAMBRIDGE UNIVERSITY PRESS (2020)

(<https://sdgindex.org/reports/sustainable-development-report-2020/>)

○「平成 29 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」環境省 (2017 年)

(<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h29/index.html>)

○「SDGs の基礎」事業構想大学院大学出版部 (2018 年)

○「SDGs とはなにか? (一般社団法人地方行財政調査会 講演シリーズ 128 号)」蟹江憲史 (2019 年)

○「Pour l' appropriation de l' Agenda 2030 par les collectivités françaises」Comité21 (2019 年)

(<http://www.comite21.org/docs/doc-non-mis-en-ligne/2019/guide-oddetcollectivites-2019-a4-pap-interactif2.pdf>)

○「ミレニアム開発目標」国連開発計画 (UNDP) 駐日代表事務所 (2014 年)

○国連開発計画 (UNDP) 駐日代表事務所 HP

(<https://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/presscenter/articles/2015/08/21/sdg.html>)

○国連フォーラム HP

(<http://www.unforum.org/teigen/36.html>)

○国連 HP

(<https://sustainabledevelopment.un.org/owg.html>)

(<https://sustainabledevelopment.un.org/?page=view&nr=1632&type=230&menu=2059>)

○国際連合広報センターHP

(https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/)

(<https://www.un.org/sustainabledevelopment/fr/news/communications-material/>)

SDGs を広めたい・教えたい方のための「虎の巻」資料

(https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/)

○L'Agenda 2030 en France HP

(<https://www.agenda-2030.fr/actualites/feuille-de-route-de-la-france-pour-lagenda-2030-368>)

(<https://www.agenda-2030.fr/a-la-une/actualites-a-la-une/article/bilan-de-la-strategie-nationale-de-transition-ecologique-vers-un-developpement>)

○「フランスにおける近年の地方自治制度改革」

一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所（2019 年）

○Comité21 HP

(<http://www.comite21.org/en/index/html>)

(<http://www.agenda21france.org/agenda-21-de-territoire/pour-en-savoir-plus.html>)

(<http://www.comite21.org/ressources/detail-ressource.html?id=6>)

(<http://www.comite21.org/ressources/detail-ressource.html?id=505>)

(<http://www.comite21.org/nos-expertises/l-agenda-2030-un-cap-pour-le-comite-21.html#op1435>)

(<http://www.comite21.org/docs/contenu-comite-21/2020/presentation-tour-de-france-odd-20192021.pdf>)

○République Française HP

(<https://www.vie-publique.fr/discours/141519-communique-du-ministere-de-lecologie-et-du-developpement-durable-en-da>)

([https://www.vie-publique.fr/rapport/33399-mise-en-oeuvre-de-la-strategie-nationale-de-developpement-durable-2010#:~:text=La%20Strat%C3%A9gie%20nationale%20de%20d%C3%A9veloppement%20durable%20\(SNDD\)%20%C2%AB%20vers%20une,oeuvre%20du%20Grenelle%20de%20l](https://www.vie-publique.fr/rapport/33399-mise-en-oeuvre-de-la-strategie-nationale-de-developpement-durable-2010#:~:text=La%20Strat%C3%A9gie%20nationale%20de%20d%C3%A9veloppement%20durable%20(SNDD)%20%C2%AB%20vers%20une,oeuvre%20du%20Grenelle%20de%20l))

○Ministère de la Transition écologique HP

(<https://www.ecologie.gouv.fr/strategie-nationale-transition-ecologique-vers-developpement-durable-2015-2020>)

○Association Nationale Notre Village HP

(<http://www.notrevillage.asso.fr/images/stories/pdf/plaquette2020site.pdf>)

(http://www.notrevillage.asso.fr/images/stories/association/RESEAU/Naintr/Compte_rendu_10_oct_19.pdf)

(http://www.notrevillage.asso.fr/index.php?option=com_content&view=category&layout=blog&id=14&Itemid=24)

○パンフレット「ASSOCIATION NATIONALE NOTRE VILLAGE」

Association Nationale Notre Village

- 「Cités Unies France et les Objectifs de Développement Durable (ODD)
Activités et feuille de route 2018→2020」 CUF (2019 年)
- PLATFORMA HP
(<https://platforma-dev.eu/fr/who-we-are/>)
- 「フランスの地方自治 Les collectivités locales en France 2017 年改訂版」
一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所 (2020 年)
- ジロンド県 HP
(<https://www.gironde.fr/sites/default/files/2019-07/Mandala%20ODD.pdf>)
(<https://www.gironde.fr/sites/default/files/2020-12/RapportRedevDD2019.pdf>)
- 「SDG Index and Dashboards Report for European Cities」 SDSN・Telos (2019 年)
(<https://www.sdgindex.org/reports/sdg-index-and-dashboards-report-for-european-cities/>)
- Agence Parisienne du Climat HP
(<https://www.apc-paris.com/publication/paris-action-climat-guide-odd>)
(<https://www.apc-paris.com/actualite/paris-action-climat-entreprises-parisiennes-sengagent>)
- 「パリ市の地球温暖化対策」一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所 (2020 年)
- 「コロナ禍におけるパリ市の交通政策について」
一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所 (2020 年)
- エネルギー移行省 HP
(<https://www.ecologie.gouv.fr/certificats-qualite-lair-critair#e5>)
- パリ市 HP
(<https://www.paris.fr/pages/quand-le-coronavirus-fait-baisser-la-pollution-de-l-air-les-nuisances-sonores-et-la-consommation-d-energie-7702>)
- Paris sans voiture HP
(<https://www.parissansvoiture.org/>)

【執筆者】

一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所 所長補佐 土山 朋子

【監 修】

一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所 所長 羽白 淳
次長 田中 崇之
調査役 神林 真美香
主任調査員 TEBAST 下村 真理子